

周防大島町告示第6号

平成17年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成17年3月3日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成17年3月10日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
武政 輝夫君	平村 真成君
魚谷 洋一君	松井 岑雄君
黒田 壇豊君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
久保 雅己君	新山 玄雄君

○3月11日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○3月23日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成17年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成17年3月10日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成17年3月10日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第13号 平成16年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第14号 平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第15号 平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第16号 平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第17号 平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第18号 平成16年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第19号 平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第20号 平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第21号 平成16年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第22号 平成16年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第23号 周防大島町個人情報保護条例の制定について

(説明・質疑・委員会付託「総務」)

- 日程第18 議案第24号 周防大島町安全安心まちづくり条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託「総務」)
- 日程第19 議案第25号 政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託「総務」)
- 日程第20 議案第26号 周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託「総務」)
- 日程第21 議案第27号 周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託「総務」)
- 日程第22 議案第28号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第23 議案第29号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第30号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第25 議案第31号 周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第32号 周防大島町宮橋駐車場条例の一部改正について
- 日程第27 議案第33号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第28 議案第34号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第29 議案第35号 平成16年度平成16年災岩浜護岸災害復旧工事の請負契約の締結について
- 日程第30 議案第36号 平成16年度平成16年災船越C護岸災害復旧工事の請負契約の締結について
- 日程第31 議案第37号 土地の取得について
- 日程第32 議案第38号 市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第33 議案第39号 山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明

- 日程第5 報告第1号 専決処分報告について（変更契約・法180条関係）
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第13号 平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第14号 平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第15号 平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第16号 平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第17号 平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第18号 平成16年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第19号 平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第20号 平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第21号 平成16年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第22号 平成16年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第23号 周防大島町個人情報保護条例の制定について
（説明・質疑・委員会付託「総務」）
- 日程第18 議案第24号 周防大島町安全安心まちづくり条例の制定について
（説明・質疑・委員会付託「総務」）
- 日程第19 議案第25号 政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の制定について
（説明・質疑・委員会付託「総務」）
- 日程第20 議案第26号 周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
（説明・質疑・委員会付託「総務」）
- 日程第21 議案第27号 周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
（説明・質疑・委員会付託「総務」）
- 日程第22 議案第28号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

- 日程第23 議案第29号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第30号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第25 議案第31号 周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第32号 周防大島町宮橋駐車場条例の一部改正について
- 日程第27 議案第33号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第28 議案第34号 周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 日程第29 議案第35号 平成16年度平成16年災岩浜護岸災害復旧工事の請負契約の締結について
- 日程第30 議案第36号 平成16年度平成16年災船越C護岸災害復旧工事の請負契約の締結について
- 日程第31 議案第37号 土地の取得について
- 日程第32 議案第38号 市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第33 議案第39号 山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

出席議員（25名）

1番	安本 貞敏君	2番	伊東 梅芳君
3番	土手 正喜君	4番	平野 和生君
5番	荒川 政義君	6番	浜戸 信充君
7番	杉山 藤雄君	8番	神岡 光人君
9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
11番	武政 輝夫君	12番	平村 真成君
13番	魚谷 洋一君	14番	松井 岑雄君
15番	黒田 壇豊君	16番	広田 清晴君
17番	魚原 満晴君	19番	木村 潔君
20番	中本 博明君	21番	平川 敏郎君
22番	田中隆太郎君	23番	小田 貞利君
24番	尾元 武君	25番	久保 雅己君
26番	新山 玄雄君		

欠席議員（1名）

18番 富田 安英君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	山内 章弘君	議事課長	木元 真琴君
書記	河井 敏博君	書記	松岡 正子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	田村 博君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	田中 健君	橘総合支所長	中河 美昭君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長	横山 充生君
企画課長	中野 守雄君	税務課長	橋本 澄夫君
契約監理課長	平田 好男君	下水道課長	嶋元 則昭君

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） 皆さん、御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成17年度第1回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

なお、富田議員よりインフルエンザのため、欠席の通知をいただいております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の署名議員は、会議規則120条の規定により、5番、荒川政義議員、6番、浜戸信充議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る3月3日開催の議会運営委員会において、協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月23日までの14日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期はお手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月23日までの14日間とすることに決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

昨年の12月定例会以後の諸般について御報告いたします。

まず、地方自治法第235条の第2第3項の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。なお、今回の報告では、合併前の旧4町及び一部事務組合等の平成16年9月分と、新町発足後の一般会計、特別会計及び公営企業会計にかかる現金出納検査の10月から2月までの実施分についての報告であります。

次に、本議会に提出されました請願、陳情・要望について、「公務員給与構造の見直し」に関する陳情書ほか計3件を受理いたしました。議会運営委員会においてそのお諮りをいたしました結果、いずれも議員配布と決定いたしましたので、お手元にその写しを配布いたしておりますので御高覧ください。

続いては、系統議長関係及び一部事務組合関係について、その状況を御報告いたします。

去る1月20日、山口市の翠山荘において山口県町村議会議長会の定期総会が開催されました。

17年度の事業計画の中で、議員研修として5月18日指導者研修会を、8月には実務者研修会が予定されております。今回の定例会において議員派遣の御議決をいただくものもございまして、よろしくお願いいたします。

また、合併の進展に伴い、本会の加入町村の実態を見ますと、昨年度末40町村であったものが17年度末では20町村に、さらに18年度末には1桁の6から9町となる見込みであります。

こうした状況下で、本会の存続はと、気にかかるころであろうかと存じますが、議長会では、町村がある限り、存続させたいと切望するところでございますが、会費の増高負担も含め、検討部分も多く、17年度中に会の存亡について、結論を出すことといたしているところであります。

次に、山口県離島振興町村議会議長会の定期総会の決定事項について、県内4町のみとなりました本会ではありますが、離島の生活条件等の面において、本土との間に依然として著しい格差が存在していることを鑑みますと、本会の役割はこれからが重要であり、このまま存続させ、離島振興のために、国、県への陳情・要望活動を積極的に展開するとともに、離島を抱える町が相互協力し、豊かな島づくりを推進していこうと誓いあったところでもあります。

続いて、柳井広域にかかる3つの一部事務組合議会関係での喜ばしい御報告をさせていただきます。

それぞれに昨年の12月定例会において副議長の選出選挙が行われ、柳井地区広域消防組合議会においては、平村真成議員が、柳井地区広域事務組合議会では、尾元武議員が、柳井地区広域水道企業団議会では、神岡光人議員が、それぞれの議会において、満場一致の賛成を得ての御就任をされました。

御当人はもとより、本町議会といたしましても、まことに名誉であり御同慶に存ずるところであります。

次に、町人会関係ですが、1月16日の東京久賀町人会へ、平川議員、伊藤秀行議員が、また2月6日の関西橘同郷会には、安本議員、平野議員、武政議員、魚原議員、中本議員が、旧町出身の議員として、それぞれの会へ御出席いただき、親善大使として町の最新の情報を届けられるとともに、旧交を温められましたことに敬意と感謝を申し上げるところでございます。

また、2月20日には、新生・周防大島町を祝福するかの如くに、広島在住の周防大島町出身の方々の御尽力により、広島町人会が設立され、総会が開催されましたことまことに御同慶に存ずるところであります。

広島と大島は経済活動圏域、生活圏域において大変密であり、今後の交流において重要かつ有意義なものとなってくると期待するものであります。

本会のますますの発展を願うとともに、今回御出席、御協力いただきました議員各位にお礼を申し上げます。

最後に、慶弔に関しまして、1月20日山口市の翠山荘で開催された県町村議会議長会の定期総会において、武政輝夫議員及び前久賀町議会議員の中野正良さんが、山口県町村議会議長会より、町議会議長として5年以上在職をされ、功労のあったものとして表彰を受けられました。

また、2月9日の全国会定期総会において、武政輝夫議員と私、新山玄雄が、議員として30年以上在職し、功労があった者として自治功労賞を授与いたしました。

身に余る光栄と存ずるとともに、今後ますますの精進を重ね、地域自治、地方自治の発展に努力してまいりたいと心新たにしているところでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４．施政方針並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第４、施政方針ならびに議案の説明に入ります。

町長より施政方針並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成１７年第１回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙な折にもかかわらず、御参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

平成１７年度一般会計予算をはじめ、町政の重要案件につきまして、御審議をいただくに当たり、新生「周防大島町」町政運営に関する所信の一たんを申し述べ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げる次第でございます。

さて、大島郡４町では、平成の大合併が急速に推進される中で、「大島はひとつ」との考えのもとに、平成１４年１０月法定合併協議会を設置し、町民の皆様や町議会の深い御理解に支えられ、２年間にわたる協議を進めてまいりました結果、昨年１０月１日、県内では周南市に次いで２番目の新設合併による「周防大島町」が誕生いたしました。

私は、合併後の町長選挙におきまして、町民各位の絶大なる御支援を賜り、初代の周防大島町長として町政を担当することになりました。まことに光栄に存じますとともに、その責務の重大さに日々身の引き締まる思いがいたしております。

今、日本は明治維新、第２次世界大戦に次ぐ第三の変革期にあるといわれております。

かつてのこれらの変革は、いずれも強い外圧により、既存の価値観をみじんに打ち砕かれながらも、我が国はみずからの勤勉と努力により、国民だれもが日本は大きく変わる、大きく発展すると信じ、現在の繁栄を遂げてまいりました。

しかしながら、今日の社会状況は、急速な少子高齢化、情報化、グローバル化、未曾有の財政危機などの非常事態ともいえる状況であり、だれもが大変だとは思いつつ、平常を揺るがすほどの衝撃とは受け取られず、構造改革も道半ばであります。

私は、４０数年にわたり地方議会、地方行政に携わってまいりましたが、「変化に対応できなければ生き残れない」との思いを、最近、特に強くいたしております。

その意味からも、今回の合併は、大島郡４町の生き残りを賭けた決断であったと考えております。地方分権が進展をし、一方では、今後ともさらに厳しくなると予測される財政環境のもとで、行政組織や機構の簡素化、外郭団体の見直しなどを積極的に推進をし、町民の幸せを担う周防大島町を構築していくことが、今後、私を含めた議員全体の使命、責務であると決意を新たにしているところでございます。

大きな変革のときにある現代社会におきまして、多くの課題が複雑化、多様化する中で、行政

のみならず、住民団体やNPOなどさまざまな主体が地域の課題に取り組む動きが出てきております。

地域のことは地域で考え、みずからが責任を持って、魅力ある地域づくりを進めていくという分権型社会へ移行しつつあり、時代は官から民へ、中央から地方へと大きく転換しつつあります。

こうした中、地方自治体には住民の多様なニーズ、社会的変動などを的確に把握をし、しっかりと住民福祉の向上を目指した戦略を確立していくことが求められており、新生周防大島町の役割と責任は、ますます重要になっていると認識をしております。

私は、真の地方自治は、住民の主体的な意思と責任に基づいて、形成されるべきであると考え、「町民こそ町づくりの主人公」との理念を基本にし、町民の皆様の積極的な参画、協働のもとに周防大島町の創造に努めてまいります。

また厳しい財政状況下においても、耐えうる財政の健全化に積極的に取り組んでまいります。

我が国の経済情勢は、景気回復基調にあるものの、完全失業率は、依然として高い水準にあり、加えて緩やかなデフレ傾向が続くなど、依然として予断を許さない状況にあります。

このような経済の影響を受け、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。国においては「三位一体の改革」のもと、国庫補助金の見直し、税源移譲、地方交付税改革が進められておりますが、これらが地方財政に与える影響は非常に大きいものがあります。

特に、平成17年度の地方交付税総額は国全体としては、かろうじて前年度の額を確保されたところではありますが、普通交付税額に臨時財政対策債を加えました合計額と、普通交付税のピークであった平成12年度を比較をいたしますと、約10億円もの大幅な減額となっており、町財政に大きな影響を与えております。

合併し、周防大島町になりましたが、新たな歳入増が見込める状況にはなく、主権者、受益者、納税者としての町民が満足する町づくりを実現するためには、限られた財源を有効に使い、住民にとって必要不可欠なサービスを提供することが求められております。そのためには、必然的に「あれもこれも」というサービスの肥大化を防ぎながら、重点的な分野に資源投入を図る「あれかこれか」の選択が迫られるのであります。

行政サービス全般にわたる抜本的な見直しが求められる中、公共事業再評価システムを整備をし、公共事業の見直しを行うなど、周防大島町としてなすべき事業を明確にしてまいりたいと考えております。

また、今年度策定を予定しております総合計画及び行政改革大綱の策定と並行しまして、簡素で効果的、効率的な行政運営の仕組みをつくるため、民間経営の手法を取り入れ企画・実施・評価のシステムの確立する行政評価システムの導入、構築についても検討を進めてまいりたいと考えております。

さて、政府は、平成17年度の予算編成の基本方針を平成16年12月3日に閣議決定をいたしました。

平成17年度予算は、改革断行予算を継続をし、歳出全体を厳しく見直し、大胆な質的改善を図るとし、地方財政については、制度・施策の見直しを行うとしております。

国と地方に関する「三位一体改革」を推進することによりまして、地方の権限と責任を大幅に拡大をし、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方がみずからの責任で、自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図るとしております。

国庫補助負担金改革については、平成17年度及び18年度予算において、3兆円程度の廃止、縮減等の改革を行う。税源移譲は、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置をした額を含め、おおむね3兆円規模を目指す。この税源移譲は所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割りの税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図るとしております。

次に、山口財務事務所が今年1月に発表いたしました県内の経済情勢であります。公共事業、住宅建設は前年を下回り、個人消費も弱い動きが続いているものの、輸出は引き続き増加をし、16年度の企業の設備投資は前年度を上回る見込みとなっております。

こうした需要動向の中、生産活動は高水準で推移をしており、16年度の企業収益は製造業、非製造業ともに増益見込みとなっているほか、景況感や雇用情勢も改善の動きが続いている。

このように県内経済は持ち直しの動きが続いているとしており、山口県の17年度当初予算編成も厳しい財政状況の中、新たな視点に立った県政集中改革を推進するとともに「今なすべきことは何か」に重点を置いた施策の選択と集中を図っていかねばならないとしております。

このような国・地方を取り巻く経済情勢のもとで、本町の財政及び経済状況も非常に厳しいところではありますが、昨年10月に合併をして初めての通年予算の編成に当たったところでありす。

編成に当たっては、本町の財政状況を十分認識のうえ、合併効果の早期実現を図るため、業務の見直しや費用対効果によるコスト意識の徹底、防災体制の早期確立、台風被害からの早期復旧、旧町からの引継ぎ事業の実施、合併前に取り決めをした事項についての事業推進などを考慮をして編成をいたしました。

厳しい財政状況ではありますが、行財政改革を年次的に推進し、財政の健全化を早期に快復をしていきたい所存でございます。

議員各位におかれましては、御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます次第で

ございます。

それでは、議案第1号から御説明を申し上げますが、平成17年度周防大島町一般会計予算の概要について御説明をいたします。

予算総額は歳入歳出それぞれ166億6,000万円となっており、合併前の旧4町予算を合計した前年度当初予算比では690万円の増となっております。

まず歳入についてであります。町税が1.8%増の13億6,661万4,000円、地方交付税が4.1%増の82億9,300万円、国庫支出金が55.5%増の10億8,081万8,000円、県支出金が8.3%減の15億4,377万8,000円、繰入金が56.7%減の4億3,930万1,000円、町債が18.3%増の26億6,575万円で歳入全体に占める町債依存度は16%、町債残高は昨年末までで265億5,649万7,000円になる見込みであります。

歳出について御説明をいたします。

人件費は、0.1%減の28億8,134万9,000円であります。特に人件費においては、合併の効果が如実に反映するところではありますが、減額率が少ない理由といたしまして、合併前の一部事務組合等では補助費であったものが、合併によりまして一般会計になっており、単純な比較は困難であることによります。

扶助費は5.8%減の11億1,626万4,000円、公債費は10.5%減の31億3,399万5,000円で、人件費、扶助費、公債費を合わせました義務的経費が5.8%減の71億3,160万8,000円、投資的経費につきましては、普通建設事業費が14.1%増の34億1,249万2,000円、災害復旧事業費が4億1,564万円あります。

合併前の旧4町とも財政基盤はいずれも脆弱で、今回の合併によるスケールメリット等の効果がすぐにあらわれることは困難な状況にあり、財政的には厳しい状況であります。

したがって、新年度予算の収支の不足を補うために、財政調整基金を1億3,556万8,000円、地方債の償還に当てるための減債基金を1億5,473万3,000円、地域振興に当てるためふるさと振興基金1億円を取り崩すなど、基金からの4億3,930万1,000円を見込んでおります。

主な合併補助金、合併特例債充当事業として、東和庁舎等の建設調査事業、防災行政無線整備事業、一般廃棄物処理施設建設事業、斎場建設事業、長期計画策定事業等を見込んでおります。

平成17年度は、新町、町づくりのスタートの年であり、新年度の町政運営は周防大島町の重要な基盤になるものであると確信をしております。

そこで、新町建設計画の将来像として掲げられた「元気 にこにこ 安心で21世紀にはばたく先進の島」の実現に向け、次の取り組みを推進をまいります。

まず「元気のあるまちづくり」でございますが、第1に「元気のあるまちづくり」といたしましては、防災対策に取り組んでまいります。

中でも、防災情報の伝達手段といたしまして、町内全般に防災行政無線を整備を行ってまいります。昨年は、国内及び諸外国において、台風、大規模浸水、地震、大津波と多くの災害が発生をし、多くの犠牲者が出ました。

このような災害の様子は、テレビや新聞の報道を通じて、町民の皆様も御存じのとおりであります。具体的な防災対策と発生時の対応方法といった情報を合わせて提供伝達することが重要であり、停電時にも利用可能な防災行政無線を町内全域に整備をすることが必要であります。

年次計画的な整備となりますが、17年度は、屋外放送施設の整備を予定しております。次年度以降、全世帯に個別受信機を設置をし、屋内でも防災情報を受けることができますよう整備を進めてまいります。

また、防災知識の習得と災害に対する事前対策のための訓練も非常に重要であります。そのため、本年11月6日に山口県総合防災訓練を周防大島町で実施する計画であります。町民の皆様の御参加をお願いするものでございます。

また、新町としての地域防災計画の策定、山口県で唯一、指定地域となっております東南海・南海地震対策推進計画の周知、民間住宅耐震診断、各小中学校の耐震診断を実施してまいります。

また、昨年の台風被害の災害復旧を進め、17年度中には被災箇所すべての復旧を完了する予定であります。

第2に、「にこにこのあるまちづくり」として、旧町時代からの永年の懸案でありました一般廃棄物最終処分場及びリサイクルプラザ並びに斎場の建設に着手をいたします。いずれの施設も旧町時代から緊急性、必要性とも最優先に掲げられておりました事業であります。合併特例債充当事業として進めてまいります。

また町内6地区において、下水道整備を進めてまいりますとともに、供用開始をしている5地区の下水道処理施設の適正な維持管理に努めてまいります。

また非常に御要望の強い下水道事業につきまして、町内全域を対象に下水道整備の長期計画となります下水道汚水処理構想の策定を行う予定にしております。

また教育関係であります。学校安全対策として、防犯スプレーや防犯ブザーの配布を予定をしておりますとともに、教育委員会事務局や小中学校教育の充実を図るため、指導主事の増員を予定をしております。

町内には小中学校合わせて23校がありますが、その多くが小規模校であります。学校統合の問題については、学校の適正規模、学区、通学の利便性、校舎の耐震性、保護者や地域住民の御意見等、検討すべき課題は多種多様なものがありますが、合併後の今こそ、本格的な検討に入ら

なければならぬと考えております。

児童、生徒の教育効果を勘案しながら、保護者、地域の皆様とともに、広範な議論を進めてまいりたいと考えております。

第3に「安心のあるまちづくり」といたしましては、現在50床の介護老人保健施設「さざなみ苑」の30床増床に着手をいたします。

本施設は、平成12年オープン以来満床で、現在も77名の待機者がいる状況であります。高齢者や介護認定者の多くを住民に持つ周防大島町として、リハビリを行いながら在宅復帰を目指す非常に重要な施設であります。多くの関係者から、施設の拡充、整備についての要望を受けているところでございます。

また、福祉タクシーの拡充、乳幼児医療費単独助成の拡充、脳ドック拡充等、保健福祉の充実に努めてまいります。

また先般、町章、町花、町木などの募集を行いました。これらの発表に合わせて、6月中旬に合併記念行事を開催する予定であります。

新町の誕生を町民の皆様とともに喜び、新町の発展を願い、子供たちにも感動を与えるような心のこもった記念行事にしたいと思っております。

議案第2号でございますが、平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算は、一般会計から4億703万6,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ30億4,873万4,000円となっており、前年度の当初予算比4.2%の増額となっております。

議案第3号は、平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計予算は、一般会計から3億6,534万5,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ50億3,771万7,000円となっており、前年度当初予算比2.0%の増額となっております。

議案第4号は、平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計予算では、一般会計及び基金から4億838万円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ25億7,253万2,000円となっており、昨年度までは周防大島広域連合がありましたので、予算上は皆増となっております。

議案第5号平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算は、一般会計から1,045万6,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ2,602万9,000円となっており、前年度当初予算比5.4%の増額となっております。

議案第6号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算は、一般会計から5億7,261万5,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ9億6,957万円となっており、前年度当初予算比9.8%の減額となっております。

議案第7号平成17年度周防大島町下水道事業特別会計予算は、一般会計から2億6,715万4,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ5億296万3,000円となっており、前年度当初

予算比1.9%の増額となっております。

議案第8号平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算は、一般会計から1億5,012万6,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ15億4,390万1,000円となっており、前年度当初予算比17.5%の増額となっております。

議案第9号は、平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算は、一般会計から3,901万7,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ4,181万円となっており、前年度当初予算比17.5%の減額となっております。

議案第10号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計予算は、一般会計から1,628万5,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ8,165万7,000円となっており、前年度当初予算比4.2%の増額となっております。

議案第11号平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1,080万円となっており、前年度当初予算比22.8%の減額となっております。

なお、一般会計と特別会計——企業会計を除きますが——を合わせた平成17年度予算総額は304億9,571万3,000円となっております。前年度当初予算比10.6%の増額となっております。

議案第12号は平成17年度の周防大島町公営企業局会計予算は、それぞれ各施設の業務の予定量を見込み、収益的収支及び資本的収支を定めたもので、収益的収入では42億8,660万8,000円とし、収益的支出では41億9,944万円としたものであります。前年度当初比では、収入では7.7%、支出では2.6%の減額となっております。

議案第13号平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）は、既定の予算から9,603万円を減額をし、予算の総額を117億1,015万8,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金の増額、町税、県支出金、町債の減額でありそれぞれ確定見込みによるものであります。歳出については、それぞれの事業確定見込みに伴う調整が主なものでございます。

議案第14号平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算から8,251万7,000円を減額をし、予算の総額を19億5,117万円とするものでございます。歳入の主なものは国民健康保険税、国庫支出金の減額、歳出の主なものは保険給付費、老人保健拠出金等の確定見込みに伴う調整が主なものでございます。

議案第15号平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算から6,538万4,000円を減額し、予算の総額を15億9,678万6,000円とするものであります。歳入の主なものは、国庫支出金、支払基金交付金、他会計からの繰入金金の減額、

歳出の主なものは保険給付費の確定見込みに伴う調整が主なものでございます。

議案第16号平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算に3万2,000円を追加をし、予算の総額を1,283万8,000円とするものでございます。内容は、歳入の調整及び歳出では人件費の確定に伴うものでございます。

議案第17号平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算に261万3,000円を追加をし、予算の総額を7億8,328万3,000円とするものであります。歳入の主なものは他会計からの繰入金金の減額、諸収入の増額であり、歳出の主なものは、事業費の確定見込みに伴うものでございます。

議案第18号平成16年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算から225万3,000円を減額をし、予算の総額を4億6,179万2,000円とするものであります。歳入の主なものは使用料及び手数料の減額、他会計からの繰入金金の増額であります。歳出は事業費の確定見込みに伴うものであります。

議案第19号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算から641万5,000円を減額をし、予算の総額を11億9,442万2,000円とするものであります。歳入の主なものは他会計からの繰入金金の増額、諸収入及び町債の減額であり、歳出は事業費の確定見込みに伴うものであります。

議案第20号平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、確定の予算に15万4,000円を追加をいたしまして、予算の総額を2,859万4,000円とするものであります。歳入は他会計からの繰入金金の増額、歳出は事業費の確定見込みに伴うものであります。

議案第21号平成16年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算に8万1,000円を追加をし、予算の総額を4,348万円とするものであります。歳入の主なものは、国庫支出金の減額、他会計からの繰入金金の増額、歳出は事業費の確定見込みに伴うものでございます。

議案第22号平成16年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）は、それぞれ各施設の業務の予定量を確定と見込み、補正をするものであります。収益的収入では2億2,736万6,000円補正をし、合計を26億3,885万円とし、収益的収支では1億8,467万円追加をし、合計を23億3,033万4,000円とするものでございます。

議案第23号は周防大島町個人情報保護条例の制定についてであります。平成15年5月30日に公布された「個人情報の保護に関する法律」「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が、平成17年4月1日から施行されるため、これに合わせて条例を整備をし、制定するものでございます。

議案第24号は、周防大島町安全安心まちづくり条例の制定についてであります。犯罪、事故等を未然に防止をし、まちづくりの基本理念と、町、町民及び事業者の役割及び基本的な事項を定め、安全安心で住みよい周防大島町の実現に寄与するための条例整備であります。

議案第25号は、政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の制定についてであります。

本案は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律が平成5年に施行をされ、市町村長の資産等の公開につきましても、所用の条例を制定しなければならないと義務づけられており、旧4町でも同様の内容で条例化されておりました。今回、周防大島町長の資産等の公開について、必要な条例を整備し制定するものでございます。

議案第26号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。

今年4月1日から施行される地方公務員法第58条の2の規定は、地方公共団体における人事行政の運営等の状況を住民に公表することによりまして、その公平性、透明性を高めることを趣旨とするものであり、今回、その公表を行うために必要な条例を整備をし制定するものでございます。

議案第27号は、周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。

このたび地方自治法の財務会計制度が一部改正されることに伴いまして、本町といたしましてもこれに合わせまして条例を整備し制定するものでございます。

議案第28号は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

このたび、個人情報保護審査会委員を初めとした4つの委員会委員を条例の別表に加えまして、報酬の支払いをするために条例の一部を改正するものでございます。

議案第29号は、周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

船員法の規定によりまして市町村が処理する事務に関する政令が改正になり、船員事務のうち雇入契約公認の手数料が無料となるため所要の改正を行うものでございます。

議案第30号は、周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。

このたび、周防大島町農業集落排水施設のうち日良居浄化センターの対象処理区域の管路工事が順次完成したことに伴いまして、5条関係の別表に処理区域の名称を追加するものでございます。

議案第31号は、周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、周防大島町商工業者特別融資に関する条例の第5条貸付金最高限度額について、現行

の融資金額では経営、運営上困難な状況から脱却する力に乏しいとの見解があり、融資の増額要望が強いことから、限度額について現行の200万円を300万円に改正をするものでございます。

議案第32号は、周防大島町営橋駐車場条例の一部改正についてであります。

旧橋町の日良居支所については、建物等の老朽化のため解体をしたところではありますが、このたびその跡地を駐車場として整備をし、周辺住民の利用に供することといたしました。つきましては、所要の名称等の一部改正を行いまして、条例として整備をしようとするものであります。

議案第33号は、辺地総合整備計画の策定についてであります。

本計画期間は、平成21年度までの5年間であり、浮島と情島の2地区それぞれの辺地にかかわる公共的施設の総合整備計画を策定するものでございます。

議案第34号は、昨年12月議会において議決をいただきました周防大島町過疎地域自立促進計画——後期でございますが——の事業内容に、事業名称変更及び事業の追加をし、計画変更をするものでございます。

議案第35号は、平成16年度平成16年度の災岩浜護岸災害復旧工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町東安下庄のユタカ工業株式会社が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約の締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第36号は、平成16年度平成16年災船越C護岸災害復旧工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、周防大島町外入の白木産業株式会社が落札をいたしましたので、この業者と工事請負契約の締結をするため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第37号は、土地の取得についてであります。

沖浦東地区の農業集落排水施設整備にかかる処理場用地について、このたび町と土地所有者との間で売買の合意に達しましたので、議会の議決をいただき土地を取得しようとするものであります。

議案第38号は、市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

昨年10月の本町の合併から今年3月の長門市の合併までの市町村の合併再編異動にかかる加入脱退について議会の議決をお願いするものでございます。

議案第39号は、山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてであります。

県内の市町村合併によりまして地方公共団体の数が変動したため、同組合を組織する団体を全

市町村とし、それに伴い規約を変更しようとするものであり、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が、議案関係であります。

議案書のつづりが前後いたしますが、報告1件、諮問1件を提案をしておるわけでございます。

その一つの報告第1号でございますが、専決処分の報告については、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を、専決処分により締結いたしましたので御報告するものでございます。

諮問第1号、来る平成17年6月30日に任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

最後になりましたが、この際、諸般の御報告を申し上げます。

まず合併した周防大島町の新たな町づくりを進めるための根本指針となります周防大島町総合計画の策定について、途中経過報告を申し上げます。

この総合計画は、周防大島町総合計画策定審議会条例に基づきまして、委員20人以内で組織する審議会と、町職員で構成をする策定委員会、策定プロジェクトチームで、策定協議を進めることとしており、既に策定委員会と策定プロジェクトチームの各部会を開催をいたしまして、今月中に第1回策定審議会を開催する予定にしております。

今後は、精力的に協議を進め、今年11月には策定委員会が作成をした構想・計画案に対してまして、審議会から答申を受けるスケジュールとしております。

なお、総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画並びに中長期財政計画をもって構成することにしております。

いずれにいたしましても、合併前に作成をした新町建設計画が基本となつての総合計画策定になるわけですが、議会に対しましては9月に経過報告、12月に総合計画の案をお示しをする予定でありますので、御理解のほどを賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、周防大島町行政改革大綱と行政改革大綱実施計画の策定について、途中計画報告を申し上げます。

町の行財政改革推進について、民間有識者等の意見を聴くため、先般、周防大島町行政改革推進委員会設置要綱を定めました。

これに関連をいたしまして、町職員で構成をする行政改革推進本部を立ち上げ、必要に応じて専門部会を設置をし、定員管理の数値化、組織機構、財政健全化等の目標を設定することにしております。

行政改革推進委員会は、今月中に第1回委員会を開催する予定でありまして、最終的には、推進本部が作成をする行政改革大綱案と実施計画案の諮問に対して、答申をいただくこととしてお

ります。議会に対しましては、12月議会で報告をいたしまして、実施計画等の公表は18年の3月を予定をしておるわけでございます。

次に、本町は山口県で唯一、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定をされておまして、推進計画の策定を進めております。周防大島町地域防災計画の策定と合わせて、協議調整を進めることになっておりますが、今日3日、第1回防災会議を開催をし、これからの体制について御理解をいただいたところであります。

災害はいつ起こるとも限りません。有事の際に、的確な対応がとれるよう関係機関が一体となって、推進計画の周知に努める所存でございます。

なお、山口県の平成17年度市町村職員実務研修制度によりまして、職員を消防防災課に1年間派遣をし、防災関係における県と町とのパイプ役となりながら防災体制の実務研修をさせることで、本町の防災担当者育成に努めることにしております。

次に、地球環境温暖化防止の観点から、自然エネルギーの寄与に各方面から関心が集まってきているところでありますが、国においては、新エネルギーとして風力発電に着目し、既に全国数十カ所において風力発電施設が設置をされております。

このたび、株式会社きんでんから、周防大島町屋代・沖浦地区の馬の背から頂海山にかけて、風力発電施設を設置したいとの事業計画の説明があり、今後1年をかけて風力測定テストを実施をするための機器設置計画が示されました。

町といたしましても、環境に配慮した事業であり、異論はないところであります。近日中に、測定機器の搬入設置工事が始まるとのことであり、ヘリコプターを使つての工事となる模様であります。風力測定の結果、適地であると判断された場合には、具体的な事業計画が示されであろうと存じてますので、その節には、再度議員の皆様にご報告申し上げたいと思っております。

次に、周防大島町の町章及び町木・町花の応募状況について御報告をいたします。

1月中旬から広く公募いたしました町章及び町木・町花の応募状況につきましては、2月28日に締め切りをいたしました。

その結果、町章が964点、町木・町花656人と大変多くの方から応募をいただき、ありがたいと思っております。

町章については、美術・デザインに造詣の深い方で構成をする選考委員会を立ち上げ、作品の選考に携わっていただく予定にしております。3ないし5点程度を選考していただきまして、最終的には町民によるアンケートで決定したいと思っております。公表までいましてしばらくお待ちをいただきたいと思っております。

次に、公営企業局の最近の状況について御報告をいたします。

初めに、人事であります。4月1日付で、医師2名、薬剤師2名、作業療法士それから放射

線技師各1名、看護師8名、看護助手1名で、14名の採用内定をいたしております。

次に、病院の看護体系の変更であります。大島病院の病棟における看護体系を入院患者の数が3.5、またはその端数を増すごとに看護師等の数が1以上でありましたが、今年1月より入院患者の数が3またはその端数を増すごとに看護師等の数が1以上とした看護の質の向上を図っております。

次に、大島看護専門学校であります。推薦入学試験を平成16年11月19日に行い、一般入学試験を今年1月21日、22日両日に実施をいたしました。双方で184名が受験をし、2月4日に合格発表をいたしました。推薦合格者と合わせまして40名の入学生を内定をしております。

なお、卒業式は3月4日に行い、卒業生29名のうち、5名を当局に採用内定をしたところでございます。

最後に、平成15年2月に起こされました旧橋町が発注をした日良居漁港改修事業を巡る損害賠償請求訴訟は、原告側から本年1月に訴えの取り下げ書が提出をされました。弁護士等関係者と協議をした結果、この取り下げに対しまして異論を述べることなく、2月、裁判を終結させることに同意をいたしました。

約2年間、不当な訴えに対して争ってまいりましたが、原告からの取り下げという形で一応の決着をみたところでございます。

以上、概要に御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、慎重なる御審議の上、よろしく御議決を賜りますようお願いをいたしまして終わります。

大変、御無礼いたしました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、施政方針並びに議案の説明を終わります。

暫時、休憩をいたします。15分間、休憩いたします。10時50分まで休憩をいたします。13分ですね。50分までです。

午前10時37分休憩

.....

午前10時54分再開

議長（新山 玄雄君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第5・報告第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは報告第1号専決処分の報告について、御説明をいたします。

地方自治法第180条第1項に規定に基づき、指定されました議会の委任による町長の専決処分事項によるもので、内容は変更契約であります。

町道山下浜・木屋線道路改良工事請負契約について、1月24日の臨時議会で御議決をいただきましたが、このたび、入札差金によりまして、事業の進捗を図ることといたしまして、河川護岸ブロックを14平方メートル、鋼矢板16.8メートルを増嵩したことに伴い、原契約5,302万5,000円に308万1,750円を増額した5,610万6,750円とする請負変更契約を専決処分書のとおり、専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 以上で、執行部の報告を終了します。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

.....

午前10時56分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開いたします。

日程第6・諮問第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 本案は、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

平成17年6月30日をもって、任期満了となります現委員の古田紹雄氏は、人格識見とも高く、地域社会の実情に通じ、人権擁護についても深く理解されていると認めます。

私といたしましては、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦をしたいと存じますので、議会の御意見を賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

.....

議長（新山 玄雄君） ただいまお諮りしますが、適任とすることよろしゅうございませうかね。（「本会議に移しゃええわね」と呼ぶ者あり）本会議に移しますが、

午前11時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき、意見を求めることについては、古田紹雄さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は古田紹雄さんを適任とすることに決定いたしました。

日程第7・議案第13号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、議案第13号平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についてを上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第13号平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書及び補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページであります。今回の補正は既定の歳入歳出予算から9,603万円を減額し、予算の総額を117億1,015万8,000円とするものであります。

また第2表のとおり、地方債の追加及び変更を行うものであります。

それでは、事項別明細書によりまして、その概要を御説明いたしますが、今回の補正予算は、事務事業の確定見込みによる調整がその主なものであります。

3ページをお願いいたします。

まず、歳入についてであります。1款町税につきましては、個人町民税、固定資産税を減額いたしまして、たばこ税を増額するものであります。いずれも収入見込みによる調整であります。

4ページ。9款地方交付税でございます。1,556万9,000円は今年度の交付決定に当たり、一定の調整率を乗じて、普通交付税が交付されていたわけでございますが、国の補正予算によりまして、この減額分が復活をいたしましたので、相当分を計上したものであります。

11款の分担金及び負担金の老人保護措置費負担金では、本人または扶養義務者の所得増に伴う増額調整であります。

5ページでございます。12款使用料及び手数料のうち、商工使用料につきましては、台風災害、あるいは停電等により、グリーンステイながうらや竜崎温泉等が休館もしくは予約の解除など余儀なくされまして、これの影響により使用料が大きく減額となったものであります。

手数料は、一般廃棄物収集運搬処理手数料の増であります。

6 ページからの 13 款国庫支出金につきましては、それぞれの事業料の確定見込みに伴う調整であります。7 ページの国庫補助金のうち、合併市町村補助金につきましては、一般廃棄物最終処分場及びリサイクルプラザ用地先行取得債で取得をし、16 年度において、合併推進事業債に借りかえる予定でございましたが、合併補助金を活用し、繰り上げ償還を行った方が有利という判断によりまして、これに対応するために 1 億 1,000 万円、そのほかに東和庁舎等の基本設計及びボーリング調査、防災行政無線統合調査、合併後に行った電算統合システム、庁舎駐車場用地取得等に充当することといたしまして、新たに 1 億 4,736 万 9,000 円を計上いたしました。

8 ページからの 14 款県支出金につきましても、それぞれの事務事業の確定見込みに伴う調整でございますが、9 ページの合併市町村県補助金の 1,400 万円の減額は、国庫補助金への振りかえであります。

10 ページの農林水産業費県補助金のうち、水稻種子購入緊急助成事業補助金 11 万 4,000 円は新規計上であります。

11 ページ、財産収入でございますが、これは各基金利子の調整であります。

次に 12 ページ、16 款の寄附金でございます。これは奨学資金、あるいは社会教育にと寄附の申し出がありましたので、これを計上いたしております。

19 款諸収入のうち、給食収入の減は、台風に伴う停電により、給食が実施できなかったことによるものであります。そのほかはそれぞれ実績に伴う調整であります。

14 ページでございます。20 款の町債でございますが、それぞれ事業の確定見込みによりまして、財源調整を行った結果により増減を行うものであります。

17 ページからは歳出になります。歳出につきましても、事務事業の確定見込みによる調整が主なものであります。まず議会費につきましては、職員人件費の調整であります。2 款総務費、1 項総務管理費のうち、1 目一般管理費は、職員人件費において、時間外勤務手当の増額等の調整を行っております。

19 ページでございます。2 目の文書広報費は防災行政無線統合調査の入札減による調整が主なものであります。5 目財産管理費、これは基金利息の調整及び財源調整の結果に基づきまして、財政調整基金に 1 億 9,700 万 2,000 円を積み立てることとしております。

20 ページからの 6 目企画費、7 目支所及び出張所費。

22 ページ、8 目電子計算費、9 目地域振興費、10 目交通安全対策費、13 目モデル居住権推進費につきましてもいずれも事務事業の確定見込みによる調整であります。なお、12 目合併対策費につきましては、財源の調整であります。

23 ページでございます。23 ページの 2 項町税費あるいは 24 ページ 3 項の戸籍住民基本台

帳費は、人件費の調整が主なものであります。4項選挙費は、町長選挙が無投票となりまして、町議員選挙の執行残と合わせ、減額補正をするものであります。

26ページでございます。26ページの5項統計調査費につきましても、各統計調査の完了に伴う調整であります。

27ページからは、3款民生費であります。1項社会福祉費で8,309万3,000円の減額となっております。福祉医療事業で2,433万2,000円、支援費制度事業で1,942万1,000円、老人福祉事業で1,279万円、介護予防地域支え合い事業で2,044万5,000円と大きく減額となっておりますけれども、いずれもサービス提供等の実績に伴う調整であります。

34ページからでございます。34ページの2項児童福祉費につきましても、それぞれの事務事業の見込みによる調整であります。38ページ私立保育所運営委託料2,002万2,000円の増額は、各園において、主任保育士の認定加算、処遇加算が認定されたことによる増額であります。

38ページの4款衛生費でございます。1項保健衛生費につきましても、同様に事務事業の確定見込みによる調整の結果、968万9,000円の減額となっております。

45ページでございます。2項清掃費につきましても、事務事業の確定見込みによる調整によりまして、207万円の減額となっております。46ページごみ収集の処理委託料は187万5,000円の増額となっております。

また循環型社会地域計画策定委託料49万7,000円を新たに計上いたしました。この計画は、17年度以降に建設を予定しております一般廃棄物最終処分場及びリサイクルプラザにかかる新たに創設された循環型社会形成推進交付金を受けるために必要な手続であります。

48ページからは、5款農林水産業費になります。1項農業費は6,853万1,000円の減額であります。その主なものは、49ページ、特産対策事業320万7,000円の減、53ページにあります単県農村漁村整備事業1,290万9,000円の減、54ページの県営農業基盤整備事業4,853万7,000円の減でありまして、いずれも事業清算見込みによる調整であります。

なお、55ページの7目水田営農費の22万9,000円の追加は台風災害による水稻種子を購入するための助成事業でありまして、新規計上であります。

55ページからの2項林業費につきましても、事業確定見込みにより24万3,000円の減額であります。

57ページ、3項水産業費につきましても、2目水産業振興費におきまして、漁礁設置事業の工事請負費を997万9,000円減額し、3目漁港管理費におきましては、国の補正予算に対

応し、平成13年度の棕野漁港海岸保全事業にかかわる国庫補助金のN T T無利子貸付金の償還金を17、18年度分も合わせて償還をするものであります。

4目漁港建設費では、61ページにありますように、東和地区地域水産物供給基盤整備事業におきまして、測量設計委託料を778万5,000円減額し、工事請負費を788万円増額する措置を行っております。

64ページでございます。6款の商工費におきましても、事業確定見込みによる調整であります。生活交通路線維持負担金の290万1,000円の増は、防長交通に対する補助金の増額によるものであります。

また、廃止バス路線代替運行補助金につきましては、1,154万6,000円の減額であります。白木線にかかわるものであります。

66ページの竜崎温泉管理運営経費の工事請負費155万7,000円の増は、源泉水中ポンプの交換を行うものであります。

68ページから7款土木費になります。2項の道路橋梁費のうち、3目道路新設改良費が4,138万円と大きく減額となっておりますけれども、交差点協議のおくれによりまして、今年度の工事施工が困難になったことによる減額補正であります。

3項河川費につきましては、工事請負費の調整と県事業の確定による自然災害防止事業県負担金の増額補正であります。4項公安費は、県事業負担金の調整が主なものであります。

72ページ、都市計画費でございますが、これは財源の調整であります。

8款消防費におきましては、1,523万円を減額しておりますが、消防機構及び防火水槽の入札減によるものであります。

75ページをお開きいただきます。9款教育費の2項小学校費でございますが、工事請負費等を増額しております。各小学校における放送設備、消防設備等を改修するための補正であります。特に、明新小学校におきましては、夜間に水道蛇口が破損し、校舎が水浸しとなりましたので、これの改修工事としまして288万8,000円を計上しております。

3項の中学校費におきましても、同様に放送設備、消防設備等を改修するための補正であります。

76ページから4項社会教育費につきましても、事業確定見込みによる調整を行った結果403万1,000円を減額いたしました。

81ページでございます。5項の保健体育費も同じく事務事業の確定見込みによる調整を行っております。284万4,000円の減額であります。

84ページでございますが、10款災害復旧費の補正であります。いずれも入札減等による減額補正と財源の調整であります。

89ページ、11款の公債費、これは合併国庫補助金を受けての財源調整であります。12款の諸支出金は特別会計の補正予算に対応した各特別会計への繰り出し金の調整であります。

以上が、議案第13号平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げまして、補足説明を終わります。
議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は質疑をします。

質疑の方は、基本的には歳出を中心に質疑をしたいというふうに思います。

今、部長の方から基本的には事務事業の確定に伴う今回の補正ということで、若干の補正部分があるということで、補足説明の方がありました。それを踏まえて、質疑をしたいというふうに考えております。

まず、1件目。今回、新町になりまして、初めて顧問弁護士等と新たな周防大島町と顧問弁護士との契約ということになりました。これは、例えば、徳山の方と例えば契約したんならどういう特徴があって、基本的には顧問弁護士契約を結んだのか。また相手方はどこなのか、聞いておきたいというふうに思います。

また、月額、顧問弁護士料、一体幾らはじいとるのか。旧町時代はそれぞれ単価あったといたしますか、それぞれわかっていたと思いますが、合併後、どういう契約になったのか聞いておきたいというふうに思います。

2点目。防災無線統合調査事業、これは12月時点ぐらいでは大体、210万円ぐらいで予算化されとったというふうに考えております。その点では、今回、減額は182万2,000円ということで、ほぼほとんどが減額ということだが、実際的には、調査業務の委託契約はされたというふうに考えとりますが、こういう部分については、基本的にはかってゼロ円入札とかいうんがありましたけど、それに近い格好になったら非常にまずい。今後、実際的に19年度以降、17年度以降かなりの事業量契約が出てきますから、実際的にはどういう契約をしたのか、聞いておきたいというふうに思います。

財産管理関係はそれぞれ動いておりますので、合わせて基金残高の状況、報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、支所及び出張所経費ということで聞いておきます。この点では、380万円が旧日良居出張所のいわゆる工事契約建設に伴い、財源振りかえという説明がありました。

実際的にはもう既に工事が終わっているというふうに見ております。ならば、当初委託料として388万5,000円、工事請負費で4,289万4,000円、出されておったが、実際的に

はこの補正を見ると、入札残もなけりゃなにもないと。実際どうなっちゃうんか、非常にわかりにくいと。

仮に旧橘町で契約したとしても、新町で補正を組んで支払いをされたわけですから、今の現状はどういう状況なのか。また合わせてどこの業者がやられたのか、聞いておきたいというふうに思います。

次に、合併対策費、先ほど総務部長の方は、言うなれば財源のいわゆる移動という説明がありました。これについて、当初、需用費、役務費そして委託料そして工事費ということで、4,863万1,000円の予算じゃったわけです。そしていまだに補正ができないとすれば、どういうところに一体補正のできない理由があるのか、聞いておきたいというふうに思います。

次に、福祉部関係で聞いておきたいと。福祉関係は28ページ以降が大体福祉タクシーで、大体事業量の確定ということで補足説明がありました。

実際的には、合併後、すぐ調整した、すぐ調整しないという部分があるかもわかりませんが、実際的に、福祉タクシーやら、緊急通報やらそれぞれ確定したと、確定といいますか、3月末までの一応見直しをもって、実際的には補正がされたというふうに見ております。

今、時点で、大体福祉タクシー等どういうふうにみて今回の補正額につながったのか。緊急通報も含めて報告を求めておきたいというふうに思います。

これで福祉部関係です。もう一点、福祉部関係で聞いておきたいのが、老人福祉関係で聞いておきたいというふうに思います。と言いますのが、今回、それぞれ国・県支出金、そして一般財源等がそれぞれ18.03から12%減額になっております。そういう中で、個人負担分、大体その他に出てくるのは個人負担分ということになりますが、個人負担分は、まあふえております。

事前に聞いた段階では歳入の多い人等がふえた場合もあるというのが推測としてはつきますが、実際的にはそれぞれ国・県、国県支出金が減ってそして一般財源が減った場合に、本人負担分がふえるという部分が非常にちょっと理解しにくいので、合わせて補足説明も求めておきたいというふうに思います。

老人関係では、もう一点ほど、これは大事な点なんでできれば、報告できればこの議会の中で報告してほしいんですけど、合併協で毎日給食を主体に充実させていくということでもあります。今回、食の自立支援事業で実際的には276万9,000円という減額になっております。

これはそれぞれまだ各町ごとで実際的には、合併後すべて統合というふうにはなっていないというふうに思いますが、今回、276万9,000円減額になった部分について、数量的にはどういうふうに3月まで見ておけるのか、合わせて報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、36ページ関係、ああこれも福祉部関係になりますが、合併後、12月、10月、12月そしてこう見てみて、保育所、公立保育所がまあ周防大島町になりまして4つになりました

た。ほいで実際的に、各備品等見てみますと、4保育所の中で、日良居だけが実際的には備品がついていると。ほで今回備品増の補正になつとるが、実際的には私は各旧、例えば久美保育園とか、三蒲の保育園、和佐の保育園なりもやっぱりそれぞれやっぱり備品要望はあったというふうに考えておるんですよ。

その辺でまあ実際的には財政当局に声が届かんかったんかどうなのか。ほいで今回、補正で15万9,000円と増額ということになれば、新たに、どういう備品を設置しようとするのか、聞いておきたいというふうに思います。

次に、建設土木関係で聞いておきたいとそういうふうに思います。——先に補正の順番から行けば、合併浄化槽が先になりますので、44ページ、今回510万円の減額ということでありませう。

これについても3月までの実際的な人槽状況ごとのいわゆる確定ていいますか、見通しが立ったというふうに考えられます。ですからこの点で、今年度、16年度はそれぞれ人槽ごとに、何件ずつやるんだという報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、46ページ関係では、これも同じ分になるとと思いますが、先ほど部長の方からそれぞれ新たに17、18、19と新たなリサイクルプラザのための補正なんだと。このいわゆる内容できちつとやつかんと、補助対象にならないとか、起債対象にならないとか、そういう説明がありました。

それで実際的には当初、撤去調査業務と調査設計業務ということでそれぞれ565万円なり462万円、予算がありました。これとの関係は全くないのか。また16年度やろうとする調査設計業務462万3,000円、これは仮に既に契約されたとすれば、やっぱり報告をしとっていただきたいというふうに思います。

次に、土木部関係、質疑しておきたいというふうに思います。実は今回、単県がかなり落ちております。それぞれ工事請負費で600万円、土地購入費で214万3,000円、ということで単県部分が落ちてます。

これは、実際的には入札残なんかどうなんか。それとも当初計画しちよつとところが、手がたわなかったとていいますか、業務上の都合で実施できなかったのか、確認しちよきたいというふうに思います。

また、中山間地域総合整備事業、これもまあ4,830万円の減額ということで、金額的にも大きいんで、実際的にそこに資料があれば、合わせてちよつと減額の理由等も求めておきたいというふうに思います。

次に、先ほど部長の方から報告ありました漁礁の設置事業、これもちよつと工事費減が大きいんで、理由を聞いておきたいというふうに思います。

あと農林水産関係では、それぞれ実際的に今回、事務事業の確定と言われるが工事費の減がそれぞれ出ておりません。実際的にです。あるとすれば実際的には東和地区が780万円の増額ということになっております。これはまず、箇所、当初2カ所計画しちよったんではないかというふうに思いますが、どこの部分の増額工事にかかわる部分なのか、聞いておきたい。

また、契約監理課の方には、今回、それぞれ、今回、補正の中でされております部分、例えば大島北地区、棕野地区環境整備事業にかかわる工事残、入札残ですよ。そして、棕野地区の漁業集落排水整備事業にかかわる部分、これは増額になっておりますけど、その理由。

また、そのほか、ここの補正に出ております東和町広域水産物供給基盤、これなんかもほとんどが、入札残が、補正が出ておりません。実際的にはどういう状況なのか、報告を求めておきたい。これは契約監理課の方の仕事になるんじゃないかと思えます。求めておきたいというふうに思えます。

次に、商工振興で聞いておきたいというふうに思えます。今回1,575万2,000円のいわゆる使用料の減ということで報告、ありました。

理由としては、台風等で営業ストップということですが、実際的にどの程度、12月時点で見込んで——利用者を見込んで、そして実際的な3月までの見通しはどういう状況でこういう補正になったという報告を求めておきたいというふうに思えます。

また、この中で、今回、竜崎温泉運営費のベースになります実際的には、歳入では補正されておりますが、実は、あそこで経営する部分もかなりの——いわゆる経営するいわゆるチドリ食堂が経営する部分も大体、これ見てみれば、400万円ぐらい減額になっちょるんじゃないかというふうに思えます。

これ非常に前から議論聞いておって、実際的には利用料の、営業利益……売上げに対するか、売上げに対する何パーセントということで、実際には、利益に対する状況が非常につかみにくいんじゃないかと。いわゆる利益、いわゆる売上げが何パーセントだからこの売上げに対して、何パーセントの使用料という計算になっちょるんじゃないかならうかといふふうに考えておりますが、旧橋町の議員さん方に聞いてみても、実際的には、非常につかみにくいという意見がかなり出されております。

そういう中で実際的には、今年度、まあ台風を利用したにしても、台風の原因あるにしても、かなりの減額ということで改めて契約の中で、実際的にどういう状況なのか、聞いておきたいというふうに思えます。

また商工振興関係では、廃止バス路線代替事業として実際的には先ほど白木線という報告がありました。実際的に白木線は、仮に、委託料の部分として町が単独に出した部分なのかどうなのかが、非常にわかりにくい。例えば、白木線ですから、旧で言えば、東和町と旧橋町が、それぞ

れ補てんされておったというふうに白木線の方は見ちよるんですが、安下庄に行く分ですね。じゃないかと思うんですが、私が、間違うちよったらいけんので、実際に1,154万6,000円の落とした部分のその理由をちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

以上、聞いておきます。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） まず、1点目の顧問弁護士の関係でございます。これは19ページの上段でございますが、委託料のところで△の25万2,000円、これに関連しての御質問だろうと思います。

これにつきましては、当初、顧問弁護士、新町になりまして、契約をするということで、6カ月分の予算を計上しておりましたが、その後、顧問弁護士の選定ということで、時間を要しまして、ことしの2月から正式に顧問弁護士の委託契約を結びました。

したがって、2カ月分は保留いたしまして、4カ月分を減額するという形での予算でございます。

なお、この顧問弁護士でございますが、周南市在住の弘田公法律事務所というところと委託契約をしております。これは周辺の柳井市とか、各自治体等々がこの弘田弁護士と契約されてるといこと、そしてなおかつ、旧4町では広島県にも顧問弁護士の方がいらっしゃるといこと、時間的なロスもあるという考え方から、県内にいことことで模索したところ、この弘田さんがいろいろ自治体にも関与されてるといことでございますので、弘田さんの方にお願いをしたところでございます。

月額消費税込みの6万3,000円をお願いしております。なお、旧町それぞれ顧問弁護士料は違っております、旧大島町では3万円、旧橘町では5万円とかいような開きが結構あったようでございますが、6万円ぐらいが適当ではなかろうかといことでございますのでお願いをいたしました。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） 防災行政無線の件につきまして、お答えいたします。

この防災行政無線の統合調査は、いわゆる来年度の実施設計に向けましての、いわゆる基礎調査の業務といことでございます。

業務使用書によりまして、見積もり入札を行いました。4社による見積もり入札を行いまして、27万7,326円といことことで、業務委託を結んでおります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、基金の残高の御質問がございますので、お答えいたします。

今回、それぞれの基金につきまして、利息の調整あるいは財政調整基金への積み立てという補正をお願いしておりますけれども、この調整を行った結果ですけれども、財政調整基金が6億2,448万1,330円、それが減債基金3億9,621万8,226円、それから庁舎及び文化交流施設の建設基金4億1,458万4,355円、それから県証紙の購入金が300万1,000円、それから奨学資金の貸付基金、これが1,071万9,324円、それから福祉振興基金ですけれども3億1,429万704円、それからふるさと創生基金1億6,648万6,910円、それから土地開発基金ですけれども、これは現金が8,472万1,865円、それから土地が448.85平米ございますけれども、これを合わせて1億1万5,000円となります。

それから中山間ふるさと水と土保全基金ですけれども、これが3,113万672円、それから斎場の建設基金ですけれども4,434万6,653円というふうになっております。

それから合併対策費につきましての補正のというところの御質問なんですけれども、今回、財源調整ということで補正をさしていただいておりますわけなんですけれども、議員さんのおっしゃりたいのが、予算の総額が4,800万円ばかりで、補正額が1億円ばかりの補正予算になってる、財源調整になってるという御質問だろうと思うんですけれども、これにつきましては、今回の周防大島町の予算につきましては、御存知のように10月以降の予算でございます。

しかしながら、4月1日から旧町においてそれぞれ事業を行ってきたものの執行残といえますか、を今回、周防大島町の予算として計上しておるわけでございますから、逆に言いますと、旧町合併前に執行しておった部分、これ当然、財源としては補助金あるいは町債につきましては、周防大島町になってこれから入ってくるというようなことはございます。

ですから、そういったことでの調整を行うことによりまして、こういった補正が生じてくるということ、ここらあたりは、今年度の合併に伴う予算計上上、こういったことが起こりうるということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 中河橋総合支所長。

橋総合支所長（中河 美昭君） 日良居出張所移転改修事業でございますけれども、当初予算4,677万9,000円でございます。主な工事といたしまして、元安本医院の院内の改修工事、そして旧日良居支所の解体工事、そしてその跡地の駐車場の整備の3つの工事内容で実施したわけでございます。

予算の範囲内において、有効に工事を実施していったということでございます。

ちなみに設計業務につきましては、巽設計事務所、それから工事におきましては神田、地元の神田建設株式会社でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 次、答弁。速やかに答弁をお願いします。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 福祉タクシー利用助成金につきましては、利用者につきまして、久賀が38人、大島566人、このうち旧大島では80歳以上を対象にしております。その人数が503人です。東和、旧東和55人、旧橋82人、旧橋では90歳以上も対象にしております。その人数が53人です。合わせて741人の利用であります。

減額につきましては、枚数につきましては、新年度から統一することとしておりますので、枚数全部を使っておらないというような状況で減額となっております。

次に、食の自立支援につきましては、見込みが延べで3万3,293食を予定しておりましたが、2万9,003食を見込んでおります。

これは、実際には利用が少なかった。特に行政の方で利用調整したということはありません。利用が少なかったということです。

緊急通報システムにつきましては、現在、253台を設置しております。これまで各旧町で利用者負担のとり方が違っておりました、業者がとっているもの、行政がとるものとありました。それを合併から業者がとるように統一をいたしました。そのために、金額が減っているというようなどころであります。

実際には、各サービスの利用者負担につきましては、ほとんどが平成17年度からの統一することとしてしておりますが、一点だけ緊急通報装置のみは旧橋が月1,000円でありましたが、これを月500円に下げております。それだけが利用者負担の状況です。

だからほかのサービスで、利用者負担を上げたというのはございません。

保育所の件ですが、日良居保育所の備品購入費ということですが、申しわけありません、把握しておりません。備品購入につきましては、必要に応じて必要最小限に予算計上して購入したいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 浄化槽の設置基数であります、当初は5人槽が60基、7人槽が52基、これは旧4町の当初であります。

実績見込みが5人槽が45基、7人槽が40基、10人槽が2基の実績であります。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

53ページの単県農村漁村整備事業の工事費の減額の理由でございますが、予定では補助6件、単県、単独を4件、予定しておりました。そのとおり実施しておりました、入札減による事務事業の調整でございます。

それと54ページの中山間地域総合整備事業の減額でございますが、これにつきましても予定

どおりの事業実施しておりまして、入札減等による事務事業の調整でございます。

排水路が2カ所、排水機が2カ所、道路1カ所の農村公園1カ所を実施しております。

ただし、施工延長等の減というのはなっております。

58ページの漁礁設置事業の工事請負費の減額でございますが、これにつきましては、2つの事業をやっておりますが、油宇地区の方に、油宇地先の方に漁礁3基、それと浮島地先の方に漁礁を5基設置しております。

入札剰余金がかなりありまして、事務事業の調整ということでございます。

それと59ページから漁港事業、各事業がございますが、これは各事業とも事業費の確定ということでございます。

65ページの廃止バス路線代替運行事業でございますが、この減額につきましては、1,154万6,000円の減額になっております。白木線でございますが、これは旧町での前払い金を行ってございましたので、それが二重計上されておりましたので、その分が減額ということでございます。

67ページの各施設の使用料ということでございますが、これにつきましては、5ページの歳入の方で説明をいたします。

まず、商工振興費ではウインドパークでございますが、当初予算が245万円、これは今回165万円の減額になっておりまして、補正後の額で80万円となります。ただし、旧町で歳入済みがございますので、254万9,841円ございますので、平成16年度では334万9,841円となります。

竜崎温泉ですが、当初予算では3,210万2,000円、今回、925万8,000円の減額補正を行いまして、補正後は2,284万4,000円となります。旧町で歳入済み額が2,562万5,447円ということで、平成16年度では4,846万9,447円となります。

グリーンステイながうらでございますが、これはスポーツ会員スクエアとグリーンガーデンを含みますが、当初予算では、2,728万2,000円となっておりますが、今回、460万8,000円の減額にしております。補正後の額が2,267万4,000円ということでございますが、旧町で歳入済み額が2,382万1,449円ございまして、平成16年度で4,649万5,449円となります。

それともう一点、観光費のところではふるさと館がございますが、当初予算126万円に対して、今回39万円の減額補正をしております。補正後の額が87万円となりまして、旧町で歳入済み額が72万2,430円ございますので、平成16年度では159万2,430円となります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 日良居保育所の備品の関係で御質問いただいたわけですが、これにつきましては、乳母車なんですけれども、当初予算要求、17年度の当初予算要求をいただきました。ですが、実際、実物等を見させていただき、写真等を見た結果、非常に危険だということで当初予算に上げるよりも、補正予算で早急に対応した方がいいという判断でこのたび、計上させていただいたということでございます。

議長（新山 玄雄君） 中原商工観光課長。ああ、中原じゃない、ごめんなさい。濱田環境施設課長。失礼しました。

環境施設課長（濱田 武重君） 46ページの衛生費13委託料49万7,000円の追加補正について御説明をいたします。

先ほど総務部長からも説明がありましたように、国の進める「三位一体改革」としまして、平成17年度から廃棄物処理整備にかかる国庫補助金が廃止されて、新たに循環型社会を形成するその交付金制度というのが設立をされます。

交付金を受けるためには、まず、手続としまして、環境省と県、国、町で協議会を設置しまして、廃棄物の循環型社会を形成するための計画を策定するという業務が、まず最初にあります。

旧環境衛生組合によりまして、計画を進めておりましたリサイクル施設及び最終処分場事業をこの循環型社会を構築するための計画案としてこの協議会にかけるために、今回、計画書の策定業務をコンサルタントに委託する費用を追加補正をさせてもらったものであります。

それと、16年度に計上しております調査設計業務462万円は、事業が組合から新町に2年間延期してその実施するようになった関係もありますので、規模の設定とかデータの見直しをコンサルタントで計画書の策定、まあ見直しです、やった関係で予定どおり現在実施しておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、1点目が防災無線統合調査事業について、再質問します。

御承知のように、17、18、19と今後、さっき町長の説明を聞きよると、屋内についても次年度以降という先ほど行政報告があったんです。合わせて補正の中で質疑をしちよきたいというふうに思うんですが、実際的に低価格入札をする場合、業者がする場合は、次年度以降のいろんな計画に食い込んでいくと。それで日本の企業社会の中では、コンサルが決まったら実際的には入札業者は決まるちゅうような、長い間慣行があつて、実際的にはそのコンサルの部分がいわゆる基本設計そして実施設計につながっていくという面で、17年度、仮に改めてやればまた同じような業者が、コンサル業者が入っていくという流れになるんじゃないかと、それで危惧されるんです。

一つは談合の温床になるということで危惧しよるんです。だから私その点で、そういう16年から17年の同じスタイルのいわゆるコンサルに、仮になれば、逆におかしなことになりゃへんかなと。経費的には逆に安くなるという側面もあるかもわかりませんが、実際的にはそういう部分が出てくる可能性があるということで、再度、例えば、210万円の予算で、30万円余りで契約は結べばそれはかなり安くいけるんですよ。契約上そのものは、コンサルの。しかし後に払う方が逆に多くなる可能性があるんで、再度質問しちょきたいというふうに思います。

それと、再質問の2点目が、先ほど橋総合支所長の方から答弁がありました日良居出張所の旧橋町での契約、ほいで今回支払いと。実際的には財源だけの移動ということですが、実際的にはもうあっこは済んでるんじゃないんですか。

ほで私は先ほどから聞くと済んだる、いわゆる事業そのものが確定しちよるんじゃないかという事なんです。

ですから今回、逆に例えばいろんな条例改正も含めて出る場合に、実際的には今回の3月補正の性格が事業実施確定に伴う補正ということになれば、既にいわゆる済んだる事業については、やっぱり補正で上げていく方が、ついじゃなかろうか。

例えば済んだる部分から上げていく。先ほど駐車場と取り壊しと、もう一つはその地域の内装、いう格好で3つの工事建てという報告がありましたが、実際的には済んでる部分があれば、きちっと今回の補正で上げておかなければ、基本的には本当にそのときどきの財政をつかむということにはならんんじゃないか。やっぱりきちっとある程度は議会に対して、状況はわかりにくい。実際的には年度内ですから、実際的には私はかなり済んだるではないかと思いますが、実際、どうなのか、聞いときたいというふうに思います。

それと奈良元課長から、財源に、合併対策費についての実際的な答弁がありました。実際的な答弁がありました。ほいで、財源についてはあったものの、実際的に工事部分とか、委託料とかいうふうな既にもう済んじよるんじゃないんですか。実際的には、合併にかかわるこの合併対策費にかかわる、例えば4,863万1,000円のうち、実際的にはまあいろんな事業がありますから、一概には言えませんが、かなりの部分が済んじよるんじゃないかと思うんですが、今の進捗合わせてやっぱり報告求めとかんと、今回の補正について非常にわかりにくいという部分があるんで、再度質問をしちょきたいというふうに思います。

もう一つ歳入関係で先ほど質疑してなかった分で、実際的には私の方が聞いときたいのは、今回、一般単独起債部分でちょっと見てもろうたらわかるんですが、初めての都市計画債が入ってきております。これについて、実際的に私も初めて見るんですが、一般単独だろうとは思いますが、実際、償還の際、交付税補てんはあるのかないのか。あれば何パーセントぐらいをみるのか、聞いておきたいというふうに思います。

それともう一点は、先ほど16年度、17年度合わせて岡村部長の方から、答弁がありました倉庫使用料について、再質問をしちよきたいというふうに思います。

御承知のように、実際的には、竜崎温泉については、説明ありましたように、竜崎温泉使用料、入浴料、これは一般的な入場券と和室使用料とタオル使用料と竜崎温泉使用料、回数券の方ですね、そして、竜崎温泉の厨房使用料という部分で、入りができとります。それと一般財源ということで竜崎温泉の運営ができておるといふふうに思いますが、現在のこの補正議論をする中で、明らかにしときたいのは、実際的には、いわゆる厨房使用者が一つはいわゆる回数券のバラ売りをしよるということが旧橋町の議員さん方からもこういうのがあるんじゃないか、おかしいんじゃないかということ聞いております。これが一点。

そして、実際的にそういうやること自体が私は非常に、一方ではいわゆる企業努力という言葉がときどき聞えてきますが、しかし中身としては、私は回数券をバラ売りするやり方、これはその業者が私は問題があるというふうに考えております。

合わせて電気等も実際的には調べてみますと、外の冷蔵庫については、実際的にメーターが分かっているが、中の冷蔵庫については、メーターが分かれてないとか、これは私よりは旧町の議員さん方がよう知っちゃう、橋の議員さん方がよう知っちゃう範囲なんだろうが、実際的には非常に売上げに対する、経費に対するいわゆる実態が非常にあいまいという部分を私は聞いております。

ですからその辺はやっぱり新町になったんですから、明らかにしていく必要があると。おまけにこれは最後の補正ですが、ほぼ最後の補正ですが、実際的には私はそういう部分は新町議論の中でも正していく範囲に入るといふふうに考えております。

その点からも、再質疑をしちよきたいというふうに思います。

以上です。ああ、それと先ほど、質疑をしたいいわゆるそれぞれ今回、事業費の確定に伴うということが大前提の補正になつとりますが、実際的には今回、入札残がほとんど補正の対象となっていないので、再度、聞きます、入札残。いわゆる契約管理課へ質問しますということで質問しましたが、実際的にはそれぞれ北、旧大島町で言えば北南漁港、そしてまた実際的には椋野そのほかそれぞれ既に入札が決定し、事業が確定されちよると思います。

財政としてはそこまでは上げたくないというのがあるかも知れませんが、実際的には、議員からすればそういう一つ一つを積み上げて補正をし、そしてむだがあれば台帳につるし、もっと住民の暮らしや福祉に活用するというのが議員の視点ですので、再度聞いちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 休憩、取ってもいいですか。暫時、休憩をいたします。1時まで休憩をいたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

午前中の質疑に対しまして、答弁をお願いいたします。中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） 防災行政無線についての質問にお答えいたします。

平成17年度当初予算につきましても、防災行政無線の関連予算を計上しております。御議決いただきましたら、業者選定とも含め、粛々と業務を行ってまいりたいと思いますので、どうぞ御理解のほどよろしくをお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず日良居出張所の経費の、改修経費の件ですけれども、4,677万9,000円、周防大島町の当初予算に計上しております。これも済んでいるので、減額補正等があるんじゃないかというような御質問であろうと思いますが、この予算につきましては、旧橋町におきまして、発注がされ、工事も合併前に終わっております。

で、4,677万9,000円という予算につきましては、支払いはこれだけ残っておったということですから、それを周防大島町の本予算に計上し支払いを行ったということですから、執行残については当然ありませんので、減額補正はないというとらえ方をさせていただきたいと思っております。

それから合併対策費ですけれども、これにつきましても4,863万1,000円予算計上しておりますけれども、これにつきましても同じように合併対策経費、あるいはこれに今年16年度につきましては、合併にかかわる電算統合についての、例えば、インターネットの接続料、電話代、等々、それから封筒の印刷経費等も込み含まれております。

ですから、ほぼこれも今、予算計上されとる部分は今後も執行が見込まれますので、減額補正という措置は行ってないということでございます。

それから都市計画債でございます。初めての起債ということでございますけれども、これも540万円ほど片添の公園に対する県事業負担金になってる部分ですけど、これの交付税の参入率ということでございますけれども、これ一般公共事業債ということで、約50%程度を見込んでおります。

それと済みません、もう1点、漁港関係の補助、入札減があったということですが、これにつきましてもこれ補助事業ですから、入札減ございましたら、その部分は追加なりの変更契約を行って工事の進捗をはかるという措置を行っておりますので、減額補正は、そういう措置はないということでございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 竜崎温泉の回数券の問題がございました。当初予算をヒアリングする段階で、この問題も発生しております。

と申しますのは、片添の遊湯ランド、長浦の潮風呂保養館それと竜崎温泉とその3つの類似の施設がございますが、これらの入浴料、まあ使用料ですか、これについては、当然その規模とかサービスとかの違いがありますので、その使用料の額に違いがあるということについては、当然のことだと思っておりますが、ただ、回数券の枚数の、発行の枚数に差異があったり、または割引の率に差異があったりいたしております。

それで、当初予算のときに、そこの調整ができないかということで取り組んだわけでございますが、なかなかその過去からの経緯もいろいろございますので、少し時間をかけてそこらを統一していこうということにいたしております。

回数券が、10枚券が出ておるとこ、例えば100枚券が出ておるとこということで、先ほどの御質問であったと思うんですが、各施設ともそういう基準とか、部分については、できるだけ同じであるべきであろうということでございますので、17年度中にかけて、そこら辺の統一図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 竜崎温泉の厨房使用料でございますが、御承知のとおり、売上高の7%ということで、平成7年の時点、開設のときから契約をこういってしております。

これにつきましては、旧町でのいきさつがございますので、内容についての見解については差し控えさせていただきます。

それとレシートでございますが、これは毎日、月報ですけど、これに添付をしていただいております。したがって、これ、レシートのごまかしというのは当然、できないというように考えております。

またそういうことがありましたら、これは大変問題がありますので、契約解除というこの対象になる事案であろうかと思っておりますので、そういうことがないというふうに確信をいたしております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には、12月に本予算いう格好で、この3月まで議論してきました。

ほいで、合併後、かなり町長の方も行政報告の中で、言い方としては町は一つにと。いわゆる旧町それぞれ一つにということ述べられましたけど、実際的には私は大事な点は、不透明な部分はきちっと処理するという立場が大事ではなからかということで、あえて補正の中で議論さし

ていただきました。

これは私たち、とりわけ、旧町、いわゆる旧それぞれで、他の地域について非常にわかりにくい部分があるというふうに、質疑をするにしても考えております。

これから新年度予算の議論に入るかというふうに思いますが、やはり、不明瞭な部分はなくしていく必要があるというふうに考えております。

あと災害関係で、一、二漏れておりますので、聞いておきたいというふうに思いますが、災害の中でそれぞれ例えば、災害復旧費、そのほか、農業用地施設復旧災害費等の中で、民生施設もそうですが、それぞれこの保険かそれとも個人か負担分という部分が入っていると、その他財源の中に入っているというふうに思います。それぞれ報告を求めておきたいというふうに思います。

例えば、民生でしたら98万4,000円。災害復旧でしたら26万1,000円。そして農業施設災害でしたら291万1,000円と。これ所管は財政の方になると思いますが報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今回、災害復旧の補正で財源の調整の中で、その他と上がっておりますのは、すべて町の町有施設の保険災害の見舞い金でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 69ページ、道路新設改良費のことについてお尋ねをいたします。

道路改良事業の中で、工事請負等がこれは当初予算が全額、減額されとるわけですね。これについて先ほど総務部長の方から、県との協議がまだ不調であるというような御説明がございましたが、当初予算を組んでこれを全額、減額してくるということについては、とてもこう承服しかねる部分がございます。

これについて今までの経過、経緯について御説明を願いたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

議員、御指摘のとおり、16年度当初予算にこの事業費が、上浜線でございますが、この事業費が計上されておまして、これを流すということになりまして、大変申しわけなく思っております。

この経緯でございますが、上浜線道路改良につきましては、15年度から開作地区の方から実施をしております。16年度につきましては、小松川地区、明新小学校のところの交差点部分から改良してまいります。

その経費を計上しておりましたが、測量試験費の方で、測量で交差点協議が発生いたします。それにつきましては、2月の初旬に道路整備課の県の方に協議をしております。で、先週も2回

目をしておりまして、最終的には、近々のうちにこれが完了する予定でございます。

そういうことがありましたので、用地交渉の図面もつukれないということで、当然、工事費も、工事にもかかれないということでこの工事請負費の減額2,230万6,000円のうちの上浜線分が約1,400万円、ほで公有財産購入費の1,486万7,000円の減額ですが、上浜線分が約800万円減額となっております。

大変申しわけないんですけども、今、説明いたしましたように、16年度につきましては、交差点協議を早急に、近々のうちに終わらせまして、17年度にこの上浜線分の工事請負費と土地購入費、これを計上さしていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） じゃ再度確認いたしますが、16年度中に県との交差点協議が終わるというふうに解釈してもよろしいんですか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） そういうふうに理解していただいて結構です。努力をいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。——質疑なしと認めます。

次に、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の補正予算、周防大島町歳出補正予算（第2号）について反対の立場から討論をしておきたいというふうに思います。

今回の補正予算は、それぞれ事業費が済んで、そして今回それぞれ減額し、不要な部分については、財政調整基金に繰り入れると。これが今回の補正の考え方だというふうに聞いております。

私たち議員の立場からすれば、当然、むだな部分は削って、新たに必要な部分に予算計上するというのであります。

今回、合併後、実際的に削られた部分、福祉の部分については、部長等が言われるように、実際的には利用者が少なかったという結論かも知れません。

しかし、私たちはできるだけ、むだな予算を、むだな部分を削って言うなれば福祉や暮らし、教育条件整備に充てるという大前提で、議論してまいりました。

今、各支所、そしてまた要望事項、いうのはかなり多様化しております。言いますのが、どうしても大型事業に予算等一般財源を食われることによって、今年度についても12月当初予算、そして今年度の補正についても私は、住民の要求、暮らしや福祉部分でそしてまた、子供たちの要求部分で、十分にこたえた補正予算かと言えば、私は問題があるというふうに考えております。

また、今から出るであろういろんな事業についても、実際的には、各町で逆に段差があり過ぎるというふうに考えております。

この辺も私は、非常に大きな問題点があるというふうに考えております。

とりわけ合併後、大方の部分が新町の中で議論をされます。負担金そしてまた福祉の分野、それぞれやられますが、実際的にはかなりの住民要求、そして本来行政がきちっとしておかなければならないいろんな仕事は逆に私は補正上もおくれているというふうに考えております。

そういう立場から私は、反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。——なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第7、議案第13号平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第14号

日程第9．議案第15号

日程第10．議案第16号

日程第11．議案第17号

日程第12．議案第18号

日程第13．議案第19号

日程第14．議案第20号

日程第15．議案第21号

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議案第14号平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第15号、議案第21号平成16年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野議員、いや、健康福祉部長。失礼しました。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは議案第14号から第21号までの平成16年度周防大島町各特別会計補正予算について補足説明を行います。

まず、議案第14号平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、予算書の11ページをお願いします。

本文で、第1条の歳入歳出予算の補正では、第1項で規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,251万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,117万円とするものです。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしています。

13ページから16ページに「第1表 歳入歳出予算補正」を掲げていますが、事項別明細書で説明をいたします。

事項別明細書の93ページをお願いいたします。

93ページ、1款の国民健康保険税では一般被保険者の医療給付費分と介護納付金分を合わせまして2,428万円を減額いたします。これは所得割の基準総所得などの伸び悩みにより、減額となっております。

3款の国庫支出金では、5,706万5,000円を減額いたします。これは1項の国庫負担金、1目の療養給付費負担金を8,387万2,000円の減額するものと、94ページになります、2項の国庫補助金、1目の財政調整交付金を2,460万4,000円の増額の主なもので、概算見込みによるものであります。

4款の療養給付費等交付金では、退職被保険者の療養給付費に対する交付金ですが、概算見込みにより、498万9,000円を増額いたします。

5款の県支出金では、高額医療費共同事業負担金の決定により、220万5,000円を増額いたします。

95ページ、6款の共同事業交付金では、高額医療費の概算見込みによる308万8,000円を減額いたします。

7款の財産収入は省略いたします。

8款の繰入金では、367万円を減額いたします。これは一般会計からの繰入金で職員給与費等繰入金を14万6,000円増額、出産育児一時金等繰入金を200万円、財政安定化支援事業繰入金を45万4,000円、その他一般会計繰入金を136万2,000円の減額でございます。

96ページをお願いします。10款の諸収入は見込みにより、157万4,000円を減額いたします。

次に歳出について、97ページ。1款の総務費では、職員人件費や一般管理費として14万6,000円を増額いたします。

2款の保険給付費では700万円を増額いたします。これは12月までの医療費から推計いたしまして、保険給付費を算出したもので、1項の療養諸費は、退職被保険者等療養給付費を3,000万円増額。

次の98ページの2項の高額療養費は、一般被保険者高額療養費を2,000万円減額しております。

4項の出産育児諸費では、最終見込みにより300万円を減額いたします。

99ページ。3款の老人保健拠出金では、老人保健医療費拠出金の確定により、5,925万2,000円を減額いたします。

4款の介護納付金は財源組みかえであります。

5款の共同事業拠出金は、高額医療費拠出金の確定により575万3,000円を減額いたします。

100ページをお願いします。6款の保険給付費は、しまとぴあスカイセンターの事業費見込みにより43万1,000円を減額いたします。

7款の基金積立金は省略いたします。

101ページ。10款の繰り出し金では、公営企業局企業会計への繰り出し金として941万8,000円を増額いたします。

11款の予備費では、3,361万1,000円を減額し、財源調整を行っております。

以上のことから、補正前の20億3,368万7,000円から8,251万7,000円を減額いたしまして、補正後の額を19億5,117万円とするものでございます。

以上で、平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

次に、議案第15号平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、12月までのサービス利用実績から推計しました年間の保険給付費の減額が主なものであります。

それでは本文で第1条の歳入歳出予算の補正では、第1項で既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,538万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,678万6,000円とするものです。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしています。

19ページから20ページに「第1表 歳入歳出予算補正」を掲げていますが、事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の105ページをお願いします。

歳入から説明いたします。105ページ。1款の保険料では、24万3,000円を増額いたします。調定額によりまして、現年度分特別徴収保険料は、収納率100%として177万2,000円の減額、現年度分普通徴収保険料は、収納率94.5%として191万1,000円

の増額、滞納繰越分保険料は、収納率30%として10万4,000円を増額いたします。

2款の使用料及び手数料は省略いたします。

3款の国庫支出金1項の国庫負担金では、1,315万8,000円を減額いたします。介護給付費に減額に伴う20%相当分の介護給付費負担金であります。

次に106ページ。4款の支払い基金交付金では、社会保険診療報酬支払い基金からの交付見込みにより3,036万3,000円を減額いたします。

5款の県支出金では822万4,000円を減額いたします。介護給付費の減額に伴う12.5%相当分の介護給付費負担金であります。

7款の財産収入は省略いたします。

8款の繰入金では1,390万6,000円を減額いたします。介護給付費繰入金で、822万4,000円の減額、介護認定審査会経費などのその他一般会計繰入金で568万2,000円を減額いたします。

10款の諸収入は省略いたします。

次に、歳出を説明いたします。

109ページをお願いします。1款の総務費、1項の総務管理費では、一般管理経費の実績見込みで43万9,000円を減額いたします。2項の徴収費では19万円を減額。

110ページ。3項の介護認定審査会費では、介護認定審査会開催日数や、主治医意見書作成件数などの減少で503万1,000円を減額いたします。

2款の保険給付費1項のサービス諸費では6,410万9,000円を減額いたしました。サービス給付費の減額が見込まれますので、介護サービス給付費で5,879万5,000円、支援サービス等給付費で531万4,000円の減額となります。

2項のその他諸費は省略いたします。

112ページ。3項の高額サービス費でも減額が見込まれますので156万5,000円を減額いたします。

4款の基金積立金では、保険給付費の減額に伴いまして、介護給付費準備基金への積み立てとして606万6,000円を増額いたします。

以上のことから、補正前の16億6,217万円から6,538万4,000円を減額いたしまして、補正後の額を15億9,678万6,000円とするものでございます。

以上で、平成16年度周防大島町介護保健事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

次に、議案第16号平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

予算書の21ページをお願いいたします。本文で第1条の3に歳入歳出予算の補正では、第1項で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,283万8,000円とするものです。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしています。

23ページから24ページに「第1表 歳入歳出予算補正」を掲げていますが、事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の115ページをお願いします。

歳入から説明いたします。115ページ。1款の療養費交付金では、実績見込みにより医療保険分の訪問看護療養費交付金で87万4,000円の増額、介護保険分の介護保険給付費で89万1,000円を減額いたします。

2款の分担金及び負担金では、訪問看護、介護保険の利用料見込みとして6,000円を増額いたします。

3款の繰入金では、一般会計から4万3,000円を増額し、財源調整を行っております。

117ページをお願いします。歳出について説明いたします。

1款の訪問看護事業費、1目の訪問看護事業費では、職員人件費として3万2,000円を増額いたします。

以上のことから、補正前の1,280万6,000円に3万2,000円を追加いたしまして、補正後の額を1,283万8,000円とするものでございます。

以上で、平成16年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 続きまして、議案第17号平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

25ページをお願いいたします。

第1条に歳入歳出予算の補正を掲げております。歳入歳出それぞれ261万3,000円を追加し、総額を7億8,328万3,000円とするものであります。

2項には、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということでありまして。

それでは事項別明細書の121ページをお願いいたします。

歳入であります。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目加入負担金60万3,000円の減額であります。これは新規加入者の見込み減であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は385万5,000円の減額補正で財源の調整をしております。

続きまして、5款の諸収入、1項、1目給水工事徴収金13万円の増額は、メーター機器の売上げによる増であります。

続きまして、3項、1目雑入694万1,000円は下水道事業の保証によるものであります。

続きまして、歳出であります。1款簡易水道費、1項事務費、1目総務費は省略させていただきます。

2項事業費、1目維持管理費46万7,000円の減額は、減額。3目の水道保障事業費の289万7,000円の増額補正は、いずれも精算見込みによるものであります。

4款、1項、1目災害復旧費22万2,000円の減額補正は、精算によるものであります。

以上で、平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号平成16年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。

第1条に、歳入歳出予算の補正を掲げております。歳入歳出それぞれ225万3,000円を減額し、総額4億6,179万2,000円とするものであります。

2項には補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということになります。

第2条では、町債の補正の変更は「第2表 地方債補正」によるということになります。

それでは事項別明細書をお願いいたします。

127ページであります。歳入であります。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目公共下水道分担金は36万5,000円を減額いたします。この主な要因は受益者分担金、現年度分の面積990平米の減によるものであります。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水使用料は358万3,000円の減額であります。これは合併に伴う料金体系の変更及び片添地区487戸、安下庄地区314戸の実績によるものであります。

次に、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は218万7,000円の増額補正を行い、財源の調整を行っております。

5款諸収入、1項営業外利益、1目消費税還付金は49万2,000円の減額であります。これは還付金の決定によるものであります。

6款、1項町債、1目下水道事業債4,790万円の減額にもこの過疎対策事業債の4,790万円の増額は起債対象事業費の確定によるものであります。

次に、歳出であります。129ページです。1款公共下水費、1項事務費、1目総務管理費は14万3,000円の減額補正であります。これは実績見込みによるものであります。

2項事業費、1目維持管理費では211万円の減額補正であります。その主な要因は、節の事業費では片添地区の窒素リン計器の修理のため、45万円の増額、医療材料費の10万円の増額は検査検体数の増加によるものであります。

次に、委託料の235万9,000円の減額であります。処理施設維持管理業務100万2,000円の減は、当初片添地区の電気設備点検業務が含まれていたため、今回、細節の電気設備点検業務へ移行しております。

次に、緊急対策業務31万3,000円の減額は、緊急業務がなかったための減額であります。

次に、下水道台帳作成業務92万5,000円の減額は、安下庄地区の管路延長の減による減額であります。

汚泥処理業務115万7,000円の減は、安下庄地区の汚泥量の減によるものであります。

2目の公共下水事業費は、保証補てん及び賠償金の水道補償工事の精算による減額であり、工事の動向を図るため、工事費へ補正を行うものであります。

以上で、平成16年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

次に、35ページ、予算書の35ページをお願いします。

議案第19号であります。議案第19号平成16年度周防大島町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明を行います。

第1条に歳入歳出予算の補正を掲げております。歳入歳出それぞれ641万5,000円を減額し、総額を11億9,442万2,000円とするものであります。

2項には補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということがあります。

2条では町債の補正は、補正の変更は「第2表 町債補正」によるということがあります。

それでは事項別明細書をお願いします。133ページをお願いします。

歳入は、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、1,107万4,000円を繰り入れいたしまして、財源の調整を行っております。

次に、5款諸収入、1項営業外利益、1目消費税還付金158万9,000円の減額であります。これは還付金の額の決定によるものであります。

6款、1項町債、1目の下水道事業債6,130万円の減額、2目の過疎対策事業債4,540万円の増は、起債対象事業費の確定によるものであります。

次に、歳出であります。1款農業集落排水費、1項、1目総務管理費、2項事業費、1目維持

管理費は省略させていただきます。

2目集落排水事業費の沖浦西地区及び和田地区は、精算見込みによる節間調整を行っております。

沖浦東地区は、下水道の進捗状況による70万円の増額補正であります。物件補償の786万2,000円の増額は水道補償工事、公有財産購入費の20万円の増額は、処理場用地であります。

いずれも工事請負費からの調整によるものであります。

次に、日良居地区の643万円の減額補正であります。当初予定しておりましたマンホールポンプ3件分が取りつけ希望者がいなかったため、工事請負費600万円の減額であります。

また合併に伴い、土地改良連合会負担金43万円、農業集落排水協会負担金5万3,000円の減額補正であります。

次に、日良居地区農業集落排水工事の債務負担行為は、精算による工事請負費67万4,000円の減額補正であります。

以上で、平成16年度周防大島町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、予算書の41ページをお願いします。

議案第20号平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を行います。

第1条に歳入歳出予算の補正を掲げております。歳入歳出それぞれ15万4,000円を追加し、総額を2,859万4,000円とするものであります。

2項には補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということがあります。

それでは事項別明細書をお願いします。141ページです。

歳入は、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では15万4,000円を繰り入れいたしまして、財源の調整を行っております。

次に、歳出であります。1款漁業集落排水費、2項事業費、1目維持管理費では15万4,000円の増額補正であります。

報償費、旅費、需用費の減額は精算見込みによるもので、委託料につきましては、脱水機運転業務37万5,000円の増額補正であります。これは、汚水量の増加によるものであります。

以上で、平成16年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わらせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは特別会計の最後になります議案第21号平成16年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の45ページでございますが、今回の補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、予算の総額を4,348万円とするものであります。

次に、補正予算事項別明細書149ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出から御説明をいたします。各航路におきます船員等の人件費の最終調整と情島航路の燃料費を7万7,000円増額をしておるものでございます。

147ページにかえていただきまして、歳入のところでございますが、国庫補助金、これが減額見込みとなりましたので、54万6,000円を減額いたしております。これに伴いまして、一般会計から繰入金金を62万7,000円増額いたしまして、調整を図っております。

以上が、議案第21号平成16年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

慎重審議の上、何とぞ御議決いただきますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、一点目は税にかかわる部分です。国民健康保険税、これは今年度は、16年度は、いわゆるこの年度はそれぞれの旧町でそれぞれ引き継いだという格好になっちょると思いますが、税はそれぞれ合併と同時に調整した以外の項目ということでよろしいのかどうなのか、確認しちょきたいというふうに思います。

それともう一点は、国民健康保険税2,428万円の減額となっておりますが、これは、加入者状況は、そのままで、実際的にはどうなのかというふうな点を報告を求めたいというふうに思います。

と言いますのが、国民健康保険税の場合は、基本的には所得割、資産割、均等割、平等割という形の中から、税が確定しておりますけど、その点を聞いておきたいというふうに思います。

最終的には今年度どういう人数見込みなるか、聞いておきたいというふうに思います。

それともう一点は、ちょっとこれも確認なんですが、15年度からは見直しというふうな部分は聞いておるんですが、医療費に対する国庫負担の割合、いわゆる50からまた落とすと、その落とした分を税の見直し、負担の見直しということで国庫負担分の落ちた部分を台帳と所得譲与税で見るという部分が、16年度、既に開始されているのかどうなのか、ちょっとその辺の確認をしときたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 16年度の交付税につきましては、旧町の税をそのまま税率を適用いたしております。

新税率につきましては、17年度からでございます。

それから補正の減でございますが、これは16年度の当初予算のときに、私の計算違いと申しますか、勘違いによりまして、例えば、新町へは当初予算のときにも御説明いたしましたけれども、未収と、納期未到来分がすべて新町の調定に立っております。

そうしますと、例えば、100の調定を立てたときに、未収と納期未到来がすべて新町にかかってきますので、分母が大きくなるわけでございます。100の調定で、本来80入ることが、すべて未収が新町に回っておりますので、60しか入らないというようなこととなりますと、調定率が、収納率が落ちてまいります。

そのようなことで今回、補正をさしていただいておりますのでございます。

一般会計で、出てまいりました税につきましても、そのような理由で落としておるところでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 16年度の国庫補助金の税源移譲ということは、それはありません。

税源移譲につきましては、17年度から5%が県の方へ税源移譲されることになっております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、移ります。議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、移ります。議案第17号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、下水道事業の補正について質疑をします。

一点は、今回、工事費分の補正が出ているというふうに考えております。

これは、沖浦……（「18号でいいんじゃないの」「18号じゃろ」「下水じゃろ」「下水道ですよ」と呼ぶ者あり）

実際的には、起債の変更、下水道、入りは下水道事業債から過疎対策事業債へ一部振り分けると。入りはなっとりますが、出の方で聞いておきたいというふうに思います。

と言いますのが、今回、実際的にはこの補正が通れば——お、減か、両方、減か。沖浦西地区が、工事費が増というふうになつたと思うんですが、ちょっと見てくださいませ。592万5,000円増ということになつたと思います。（「これ、違うよ、これは違う、これは違う、これあんたここ違わね。下水道じゃなく……」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） ただいまのは18号下水道でございますが……（「129にいかなきゃいけないの、ページが、129よ、こりゃ違わね」と呼ぶ者あり）

18号でございます。第18号の、議案第18号質疑はありませんか。（「ちょっとまって」と呼ぶ者あり）これ、下水道でございます。——質疑なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まあ両方ともあるんですが、合わせて聞いておきたいというふうに思います。と言いますのが、下水の方も一つは下水の方も、農集の方も基本的には、旧町ごとで事業実施してるところでは、実際的には、宅内工事にかかわる利子補給の制度があると。今回、当然補正されてると思います。減額補正ではあります。実際に農集の中で、旧大島町の場合はありませんが、橘の場合、農集やちよるところもあるかな、実際的には補正されとると思います。その中で、一つはいわゆる残高、どの程度のいわゆる世帯数として借方があるのかどうか、聞いておきたいというふうに思います。

それともう一つは、沖浦地区農業集落排水事業の中で、西地区が、改めて工事量の増ということで、今回補正されとりますが、どのあたりの部分を計画されているのか、聞いておきたいというふうに思います。

それと、物件関係も合わせて聞いておきたいと。これは東地区になりますが、物件関係も聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） それでは最初に利子補給の件からお答えいたします。

現在、利子補給制度を行っているのは、旧橘町の関係で、利子補給は行っております。

約……、正確にははっきりわからないんですけど、70件はあると思います。利率については

現在が2%で行っております。

そして新規地区につきましても、合併により大島にも、今度は該当するようになります。最高限度が60万円でございます。

続きまして、沖浦西地区の工事請負費の592万5,000円の増額ですが、場所といたしましては、今回の議案の中に上がっている土地の買収で、処理場の工事の基礎部分に行くようになっております。

続きまして、公有財産購入費ですが、これは処理場用地の方の追加買収工事の単独部分の工事に該当いたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第14号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第8、議案第14号平成16年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第9、議案第15号平成16年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第16号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第10、議案第16号平成16年度周防大島町訪問介護事業特別会計補正予算（第1号）
について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第17号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第11、議案第17号平成16年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第18号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第12、議案第18号平成16年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第19号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第13、議案第19号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第
2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第20号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第14、議案第20号平成16年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第15、議案第21号平成16年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩をいたします。2時15分まで休憩いたします。

午後1時55分休憩

.....

午後2時15分再開

議長（新山 玄雄君） おそろいのごさいますので、再開いたします。

日程第16．議案第22号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、議案第22号平成16年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第22号平成16年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）について、正誤表のとおり修正し補足説明を申し上げます。

お手元の平成16年度周防大島町補正予算書の49ページの平成16年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）をお開きいただきたいと思います。この予算は、12月末日まで

の業務量及び事業収支の実績に基づきまして推計し補正したものであります。第1条は総則であります。第2条は業務の予定量を補正するもので、患者数では入院を東和病院に260人加えて1万9,846人、橘病院に161人減じて6,004人、大島病院に995人減じて1万5,862人、合計で896人減じまして4万1,712人とし、外来患者数では東和病院に400人加えて2万8,229人、橘病院に442人減じて1万8,330人、大島病院に93人加えて1万7,800人、合計で51人加えまして6万4,359人と見込むものであります。

次の、介護老人保健施設利用者数では、入所をやすらぎ苑に23人減じて8,886人、さざなみ苑に73人加えて8,902人、合計で50人加えまして1万7,788人とし、通所をやすらぎ苑に3人減じて794人、さざなみ苑に105人加えて783人、合計で202人加えまして1,577人と見込みものであります。

次の、1人平均患者数は、さきの患者数を診療日数で除したものでありまして、入院を東和病院に2人加えて110人、橘病院に1人減じて33人、大島病院に5人減じて88人、合計で4人減じまして231人とし、外来を東和病院に4人加えて238人、橘病院に3人減じて155人、大島病院に1人加えて150人、合計で……（発言する者あり）ああ、かなり間違っておるようですが、正誤表がついておりますので。申しわけありません。238人、橘病院に3人減じて155人、大島病院に1人加えて150人、合計で2人加えまして543人とするものであります。

次の、1日平均利用者数もさきの利用者数を診療日数で除したもので、通所をさざなみ苑に1人加えて7人、合計で1人加えまして14人とするものであります。

次の、主要な建設改良事業の病院改築事業では、台風災害の費用の確定に伴い東和病院を43万円増額し5,734万円、橘病院を3,376万7,000円減額し1億4,727万7,000円、大島病院を127万1,000円増額し468万9,000円、やすらぎ苑を92万9,000円減額し362万8,000円、さざなみ苑を1,429万7,000円減額し2,290万7,000円、大島看護専門学校を5万4,000円減額し687万9,000円、合計で4,734万6,000円減額補正いたしまして、2億4,272万円とするものであります。

次の、医療機械器具及び備品購入では、橘病院をマルチカラーレーザー一分で1,017万7,000円増額し1億4,398万6,000円、合計で1,017万7,000円増額補正いたしまして、1億9,774万9,000円とするものでございます。

次の、第3条は、収益的収入及び支出について補正するものであります。収入のうち事業収益では、東和病院を4,387万9,000円増額し、9億6,220万4,000円、橘病院を1億5,770万2,000円増額し5億5,369万1,000円、大島病院を1,420万7,000円減額し6億6,990万6,000円、やすらぎ苑を123万6,000円増額し1億

4,059万1,000円、さざなみ苑を1,602万円増額し1億4,741万7,000円、大島看護専門学校を2,273万6,000円増額し1億6,504万1,000円、合計で2億2,736万6,000円増額補正いたしまして、26億3,885万円とするものであります。

支出のうち事業費用では、東和病院を5,335万1,000円増額し9億842万2,000円、橘病院を1億912万7,000円増額し4億7,309万6,000円、大島病院を128万4,000円減額し5億5,019万3,000円、やすらぎ苑を176万5,000円増額し1億3,755万6,000円、さざなみ苑を1,670万2,000円増額し1億4,671万5,000円、大島看護専門学校を501万6,000円増額し1億1,435万2,000円、合計で1億8,467万7,000円増額補正をいたしまして、23億3,033万4,000円とするものであります。

次に、第4条は、資本的収入及び支出について補正するもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,271万4,000円を減債積立金で補てんするものに改めるものであります。収入のうち資本的収入では、台風被害保険金及び補助金の確定に伴い、東和病院を2,106万3,000円減額し188億8,590万7,000円、橘病院を1億4,188万4,000円減額し1億9,706万8,000円、大島病院を572万5,000円増額し1億1,782万6,000円、やすらぎ苑を309万1,000円減額し1,333万9,000円、さざなみ苑を2,852万1,000円減額し1,657万8,000円、大島看護専門学校を430万8,000円減額し1,492万1,000円、合計で1億9,314万2,000円減額補正いたしまして、192億4,563万9,000円を予定するものであります。このうち企業債につきましては、病院事業債もしくは公営企業災害復旧債として借入れを、支出金は国庫補助金を予定するものであります。

支出のうち資本的支出では、東和病院を43万円増額し189億690万5,000円、橘病院を2,359万円減額し3億2,461万1,000円、大島病院を127万1,000円増額し1億269万6,000円、やすらぎ苑を92万9,000円減額し1,263万8,000円、さざなみ苑を1,429万7,000円減額し2,532万9,000円、大島看護専門学校を5万4,000円減額し1,617万4,000円、合計で3,716万9,000円減額補正いたしまして、193億8,835万3,000円とするものであります。このうち建設改良費につきましては、第2条の主要な建設改良事業で御説明申し上げましたとおりであります。

次の、第5条は、企業債について補正するもので、東和病院を3,310万円、橘病院を1億9,160万円、大島病院を110万円、やすらぎ苑を400万円、さざなみ苑を3,550万円、大島看護専門学校を490万円それぞれ減額し、合計で2億7,020万円減額補正をいたしまして、起債限度額を2億8,660万円とするものであります。

次に、第6条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費について補正するものであります。給与費は、東和病院を253万円減額し4億2,073万3,000円、橘病院を332万7,000円増額し1億6,465万5,000円、大島病院を200万1,000円減額し2億9,894万2,000円、やすらぎ苑を111万6,000円減額し8,324万4,000円、さざなみ苑を10万2,000円減額し7,531万3,000円、合計で242万2,000円を減額補正いたしまして、11億477万1,000円とするものであります。

公債費は、関連費用の案分率の変更によるもので、合計に変更はございません。

次に、第7条は、他会計からの補助金について補正するものであります。これは特別交付税の確定及び保険事業の確定に伴い、東和病院を215万4,000円減額し4,077万5,000円、橘病院を133万2,000円増額し7,613万4,000円、大島病院を555万6,000円減額し6,676万5,000円、やすらぎ苑を38万2,000円減額し1,398万6,000円、さざなみ苑を3万2,000円増額し1,363万8,000円、合計で672万8,000円を減額補正いたしまして3億397万7,000円とするものであります。

次に、第8条は、棚卸資産購入限度額について補正するものであります。これは薬品、診療材料、給食材料等の貯蔵品購入限度額を東和病院を1,412万5,000円増額し2億3,692万2,000円、橘病院を182万9,000円減額し6,987万3,000円、大島病院を491万5,000円増額し1億4,830万6,000円、大島看護専門学校を106万2,000円増額し790万4,000円、合計で1,827万3,000円増額補正をいたしまして、4億6,300万5,000円とするものであります。

次に、第9条は、重要な資産の取得及び処分について補正するものであります。これは地方公営企業法施行例第26条の3の規定により700万円以上の建物、医療機器の購入及び処分するものについて定めるものであります。取得する資産といたしまして、橘病院にマルチカラーレーザーを追加し、処分する資産といたしまして、東和病院にソーラーシステムを、大島病院にソーラーシステムを追加するものであります。

付属資料といたしましては、別つづりの平成16年度周防大島町各会計歳入歳出補正予算事項別明細書の最後になりますが、平成16年度周防大島町公営企業局企業会計予算に関する説明書の151ページから157ページまでに予算実施計画を、158ページから3159ページまでに資金計画を160ページから167ページまでに、給与費明細書を168ページから176ページまでに予定貸借対照表を添付してございます。なお、当年度純利益は176ページの平成16年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり2億4,496万6,000円を見込むものでございます。

以上で、議案第22号の平成16年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の補

足説明を終わります。どうかよろしく御審議いただき御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第22号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今説明があったわけですが、今回、前回同様、ほとんど同様ですが、96億2,825万円の有価証券、国債を運用してるわけなんですけど、その財源となるものが私たち非常にわかりにくいということで質問します。いいのですが、実際的には引当金や自己資本金の一部、そして、一般会計負担金、その他資本剰余金、減債利益、建設改良等がこれに当たるといふふうに理解してよいのかどうなのか。実際的には有利な方法ということで企業会計の方は、いくなれば国債を運用しよるといふことになっておりますが、実際はどうなのか、資金部分として聞いておきたいというふうに思います。

それともう1点は、実際的には3病院とも、いわゆる病院の事業収益ではなかなか運営は難しいということで、今度は繰り出し金という格好になりますが、実際的には国等からの赤字病院補てん分としての特交分がそのまま企業会計にきますよね。いう格好で実際的には比率等は大体出しよるんですか、年度ごとに。例えば3月見通しで実際的には病院運営からすれば実際繰入金があればかなりの大赤字ということにならざるを得んのではないかと思います、収益に関するその他分と事業収入分という格好で比率は出しちよるかどうなのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） それでは、広田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、国債の財源でございますけど、本来国債というのは証券でございますが、現金預金にかわるものを運用するのに国債を買って運用してるわけです。したがって、財源は国債を売って、そのお金でまた国債を買うという方法でございます。

それから、2点目の普通交付税と特別交付税の件でございますけど、これは病院に対して交付されます普通交付税、特別交付税は、一般会計から繰り入れという形で病院の方に——公営企業局の方に入っております。ちなみに金額で申しますと、特別交付税は今年度は1億8,298万8,000円でございます。

それから、ちょっと普通交付税の方が1億3,486万2,000円、それから、看護学校に対して交付されます普通交付税が7,920万7,000円、それから、普通交付税の中に企業債の借入れした場合、措置される交付税がございますけど、いいときは4割あったわけですけど、現在ちょっと下がっておりますけど、その交付税が8,641万3,000円でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 非常に私もわかりにくいんです、実は。いわゆる国債運用というのが非常にわかりにくいんですが、実際的には国債を買う金はそれぞれ病院内にある各基金がベースになって、例えば事務所運用金、事務所運用金というか今何という言い方がわかりませんが、預かり金ですよね。預かり金とか基金とかいうのをベースに国債を買って運用しようということじゃないんですかね。ある日突然国債が発行して、発生するというんじゃないに、それぞれ基礎になる金額、国債を買った金額がその運用回りよるんじゃないんですか。ちょっとようわからんので再質問しちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 横山企業局総務部長。

公営企業局総務部長（横山 充生君） 大変説明が悪くて済みません。お手元の事項別明細書の欄の172ページの3番目の国債の部のところでございますけど、まず、引当金でございますね。これと主には176ページの（2）でございますけど、利益剰余金、で、ほぼちょっと50億円ぐらいいくと思うんですが、それとあと組み入れ資本金も一部入ると思いますが、それと内部的に留保したお金でございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第22号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第16、議案第22号平成16年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17．議案第23号

日程第18．議案第24号

日程第19．議案第25号

日程第20．議案第26号

日程第21．議案第27号

議長（新山 玄雄君） 日程第17、議案第23号周防大島町個人情報保護条例の制定についてから日程第21、議案第27号周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定までの5議案を一括上程し、これを議題とします。

日程第17、議案第23号周防大島町個人情報保護条例の制定について補足説明を求めます。
椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第23号の補足説明を申し上げます。議案つづりの5ページをお願いいたします。

議案第23号周防大島町個人情報保護条例の制定について補足説明を申し上げます。

平成15年5月30日に公布されました個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が、今年4月1日より施行されますことに伴いまして、周防大島町個人情報保護条例を制定しようとするものでございます。

近年、経済社会の情報化の進展に伴いまして、官民を通じてコンピューターネットワークを利用して、大量の個人情報が処理されております。こうした個人情報の取り扱いは今後ますます拡大をしていくものと予想されております。しかし、その一方で個人情報は一たん誤った取り扱いをされると、個人情報の流出や漏洩などの問題が発生するなど、プライバシーを初めとする個人の権利及び利益の侵害に対するおそれが増大し、個人情報の取り扱いに対する社会的な不安感が広がっております。このような情報を踏まえまして、本町といたしましても、個人情報の保護の必要性にかんがみ、町の保有する個人情報の適正な取り扱い及び保護に努め、町民の基本的な人権を擁護し、そして、信頼される町政の実現を目指すことを条例の目的といたしております。町の実施機関が個人情報の適正な取り扱いと保護に努めることは言うまでもありませんが、事業者、さらには町民につきましてもその重要性を認識し、個人情報の保護に努めるよう条例で要請をいたしております。

また、条例では、個人情報の保護と同時に、個人情報の開示の請求、訂正、または削除の請求、利用停止の請求を基本的に本人に限り行うことができるとしております。さらに、大量の個人情報が正当な理由がないのに提供されたり、個人情報を不正な利益を図る目的で提供されたりしたときは、罰則を規定しております。これは職員及び受託者における個人情報の適正な取り扱いに反した行為に対する罰則を規定したものでございまして、国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定されている罰則事項及び住民基本台帳法に規定されております罰則事項等を参考に規定をいたしておるものでございます。

以上、23号の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありません

か。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ちょっと1点聞いておきたいと思いますが、不服申し立ての件があります。例えば実際的に不服申し立てをすることができるという欄で、実際的に期日等についてはなしで、実際的には考えておいたらよいと。通常の場合はものではなしに、ここに掲げる分については期日的なものなしと、不服申し立てする理由において、理由というか期日においてははないというふうに考えておいたらよろしいのか。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） 御質問にお答えいたします。不服申し立ては、情報公開条例と同様で、60日の一応の期限といえますか目安をしておりますので、同様に運用したいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） それともう1件聞いておきたいのは、いわゆる情報公開条例等で実は請求した場合に、この個人情報にかかわる部分が並列した部分が出てきます。といいますのは、今までも情報公開をして黒塗りがあります。いわゆる情報公開の際に出てくる黒塗り。それで実際的には今回請求する場合、例えば私たちがこれは不利益を生じるということで仮に不服申し立てをした場合に、やっぱり相手側、いわゆる相手側との訴訟の関係が発生します。そういう場合に実際的には基準が非常にわかりにくいという面があります。私も十分に条文を理解してつもりはありませんが、実際的にはそういう部分が発生するんじゃないかというふうに考えておりますが、その点ではどういう判断に立つのかというのが非常にわかりにくいというのであえて質疑をします。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。情報公開条例と個人情報保護条例、基本的には第三者が公文書の公開を求めるのが情報公開。で、本人の個人情報について開示を求めるのが個人情報保護条例ということでございますので、個人情報保護条例に基づく開示請求等がございましたら、あくまでも本人の個人情報のみという——町が保有するですね、ということになりますので、その辺のところ例えば他の個人情報が入っておれば消すといいますか、コピー上で消すとか、いわゆるこれは部分公開の対照ということになります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 例えば、具体的事例でちょっと聞いておきますが、例えば請求等が発生します。物品等について私たちが情報公開に基づいて町と民間との契約条項等が発生しとるから委託契約等が発生しますね。そういうときに例えば、いやこれは本人の部分だからだめ

だとか、そういう相関といいますか、そういう部分が発生しないかなという面があるんですよ。いいのですが、例えば町と民間とがガス、電気、そのほか契約します。そのときは基本的に私たちは個人の、いわゆる個人と企業に対して、いくなればどういふ関係にあるんかというのを請求しますよね。それで実際的には今度は個人情報条例からすれば、企業は対象外という見方もあるかもわかりませんが、実際的には社長名等が出てくると。そういうときに逆に押さえる関係は発生しないかなというので再度質問しときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。情報公開条例の場合は公文書ということでございます。その中に個人情報があった場合はどうするのかということだろうと思います。基本的に情報公開の場合に、確かに個人情報等も入ってはおりますが、これを公開する場合は、あくまでもその本人に対して重大なる利益の侵害、権利の侵害がない場合に限り公文書は公開ということになりますので、例えばその公文書に個人情報があつて、それを出すことにより、その本人に重大な権利利益の侵害があるということであれば、これは削除ないしは非開示ということの処置になろうかと思ひます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） ちょっと確認なんです、今住民票とか戸籍抄本とか、今の行政サービスで、本人じゃなくても取れる部分があると思うんですよ。そういった部分での影響というのは、どのように考えたらいいですか。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。その件につきましては、条例の中でそういう個人情報、住民基本台帳というのは別枠の法令等がございまして、それはこの個人情報保護条例の中でうたっておりますように、法令等に定めるということで区別をしております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 今住民票だけじゃないと思うんですが、行政サービスの中で、本人のものを家族であるとかが取れる部分がありますよね。そういった分が今どの程度あつて、それが今までどおりできるのかどうか。例えば印鑑証明でしたら、印鑑のあれを持っていけば住所とか生年月日がわかればできますよね。そういった部分がこの条例ができることによってできにくくなるのかなという部分が。本人の了解、印鑑証明の証明書が——カードですよ、カードを持って行くことによって、その人の了解を取つちよと認識するのかという、そういった感じなんです。そのことについて確認をしたいと思ひます。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。条例の第30条に、他の法令等との調整というのがございます。で、この中に、ちょっと条文を読まさせていただきますと、「他の法令等に、次に掲げる事項について定めがあるときは、その定めるところとする」ということで、3号ほどございますが、こういうものは住民基本台帳の閲覧とかもろもろのものをこれであつております。ですから、そういうものについてはその住民基本台帳法とか、そういうものにとつて行われるということでございます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 今までどおりの形でやれるというふうに解釈していいということですかね。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） はい。住民基本台帳法等いろいろな法令がありますが、それにとつて従前どおりやるということでございますので、個人情報保護条例でそれをどうこうするというものではございません。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑は、浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これは総務委員会付託されるんで、その方で聞こうと思ひよったんですが、今議員さんの方から今の基本台帳についての質問がありましたので、ちょっと皆さんの前でお聞きをしてお答え願えたらと思うんで、ちょっとお聞きするんですが、僕は逆に今の基本台帳がだれからも取得をできるということです。きょう朝にニュースがありました。それを利用して少女を暴行したというような事案がきょうニュースで流れてました。だから逆にこういう保護条例をつくるのであれば、そういうことができないような条例でないという意味がないような気がいたしますが、実際にはこれを制定がされても、先ほども答弁がありました。だれでも基本台帳については見れるということなんですか。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時15分再開

議長（新山 玄雄君） 議案第23号から議案第27号は、総務委員会に付託されますので、それを御了承いただいて質疑していただきたいと思います。

それでは、再開をいたします。

答弁をお願いします。吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 浜戸議員の御質問にお答えさせていただきます。住民基本台帳の一部の趣旨ということですが、これは住民基本台帳法第11条に規定されております。これに対しましては、請求があれば交付できるということで規定されております。それと同じく第12条に住民表の写しでございますけれども、これにつきましても請求できるというようになっておりますが、この個人情報条例において規制をかけるというわけにはいかないと思います。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、移ります。日程第18、議案第24号周防大島町安心安全まちづくり条例の制定について、補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第24号周防大島町安心安全まちづくり条例の制定について補足説明を申し上げます。

近年、都市化や国際化の進展とともに、地域社会が大きく変容し人間関係の希薄化が進みつつあるなど、私たちの郷土におきましてもさまざまな犯罪や事故が発生しております。日常生活の中での不安も高まっているところでございます。ここ周防大島町は旧来の農漁村などに見られる相互協力の住民感情が生かされており、地域住民や自治体等の警察に対する協力関係にも恵まれ、ここ数年来マスコミを賑わすような凶悪事件は発生いたしてはおりませんが、反面犯罪などに対する危機意識が薄い地域でもあり、全国有数の高齢化とも相まって、最近では街頭犯罪や高齢者を対象とした悪質商法、おれおれ詐欺等の被害も発生をいたしております。ここ数年の刑法犯認知件数は増加傾向にありまして、10年前の約4倍に増加し、交通事故も高齢者が関与するケースが多発するなど治安情勢は予断を許さない状況にあるものでございます。良好な治安は社会のあらゆる活動の基盤であり、良好な治安なしに周防大島町の発展はないということでございます。

また、一度悪化した治安を回復するための経済的社会的負担は膨大なものであり、今こそ町、住民、事業者、警察等が一体となった取り組みとして、安心安全なまちづくりを推進しなければならないと思っております。この安全安心なまちづくりが実行性のある施策として展開されるためには、町や警察のほかさまざまな関係機関、地域住民等が共同して犯罪の抑止に対する取り組みを推進し、防犯に配慮した構造設備を有する道路、公園、駐車場等の整備、犯罪防止や交通事故防止などの安全なまちづくりに関する目的、基本理念、役割、施策、推進体制等について規定を行いまして条例化を図ろうとするものでございます。

以上で、この条例の目的等につきましての補足説明を終わります。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第24号、質疑はありませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 第2条のところです、基本理念と書いてあります。内容的には自分的に考えますと、安全で安心なまちづくりは、以下の「町、町民及び事業者から最後の努める」というところまで、恐らく基本理念というふうに私は解釈するんですが、この文書を第2条を頭から読んでみますと、「安全で安心なまちづくりは」という書き出しなんです。それでこの「安心で安全なまちづくりは」というのは、どういう意味でつけられたのかわからないし、この言葉がどこにどういうふうにつながっていくのかというのがわからないので、ちょっとその辺を説明をしていただきたいんです。基本理念としては、以下の「町、町民及び事業者は以下の云々」とあって、最後の「実現に努める」というのが基本理念だというふうに私は思います。ですから、最初の言葉ですね、「安全で安心なまちづくりは」という言葉が、どこでどういうふうにつながってどう終わるのかというのを御説明願いたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。基本理念につきましては、「犯罪や事故のない安全安心なまちづくりは」ということで、町民の豊かでゆとりのある生活を実現するのが基本であり、また、現代及び将来にわたって維持されなければならない、これを実現するため町民一人一人が地域の安全はみずから守るという安全に対する意識のため、町、町民、事業所等が一体となって、そういう共同活動によって安全で安心な地域活動に努めると、実現に努めるというようなことで安全安心なまちづくりということでございます。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） いや、今説明をいただいた意味のことは私もそのとおりだと思いますし、そういうふうにこの条文は理解しておるんですが、問題は第2条を頭から読んで、日本語的な文書として、条例の文書が特別なら別ですが、条例の文書といえども普通の文書ですから、文書としてちゃんとした形を整えておってほしいし、普通の流れの文書にしてほしいわけです。ちょっと私どうしても初めから読んでみて、初めの「安全で安心なまちづくりは町、町民及び事業者はおのこの役割を全うし、共同活動によってみずからの地域の安全はみずから守るという安全に対する意識を醸成し、安全で安心な地域社会の実現に努める」と、この文書自体はすらすらと読めないんですよ。で、無理やり意味をとろうとすると、最初の安全で安心なまちづくりはというのをのけたら素直にとれるんですよ。そう思いませんか。私はそう思うんですが。

議長（新山 玄雄君） ちょっと暫時休憩します。

午後3時23分休憩

.....

午後3時24分再開

議長（新山 玄雄君） 再開します。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 要するに条文についての質問とか内容についての質問じゃないので、今休憩中にちょっと御意見あったんですが、要するに文言についてのことですので、総務委員会でやられて結構ですが、ぜひともすらっと読める、意味合いのすらっととれるような文書にぜひしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、今議員さん言われましたように、もう一つは、ちょっと気にかかるのが、総務委員会でしっかりやってほしいんですが、「町、町民及び事業者は」という言い方の下りになりますと、ここで言う「町」とは周防大島町なんですよ。周防大島町はという言い方の議論になります。そうすると、実際的には「町は」という下りでいくと、町職員ともうちょっと条例上、町職員と地域と連携という文書をやっぱりきちっとつくっていかんと、より連携ができない。「町は」という書き方をすると、それじゃ「町は」とすべて表現すれば町職員が入っちゃうんじゃけ、町職員さんやりんさいよと、連携してやりんさいよということになりますが、やっぱり私は今からの地方自治の基本的理念は、「町は」というよりは「町職員は地域と一緒に」という理念が基本的には今後生きてくる理念だというふうに考えておりますので、基本的にはしっかり議論していただきたいなというふうに思います。

それともう1点は、安全に対する意識ということで、今回この案が啓蒙プラス環境整備というふうに入っております。実際今まではこういう条例はなかなか環境整備を含めない条例になっておりますが、今回環境整備も含めてということになると、いろんな環境整備も含めて提言していくという格好になるのかどうなのか、ちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。「町は」という定義でございますけれども、私条例を制定するに当たっては、「町」というのは町民、大島町内に居住する町民というふうに理解しております。そして、先ほど職員と言いましたけれども、これは行政というふうに考えていただいたらよろしいかと思っております。（発言する者あり）その辺につきましても、また委員会等でまた詰めていきたいと思っておりますので。

それと環境の問題ですけれども、これも幅広く、今まででしたらある一面という形で進められておったと思っておりますけれども、そういう面につきましても、幅広くいろんな各種団体とか、これはまた別に定める規約等によってことなく整理していきたいと思っておりますけれども、いうことで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には、議会ルールからいけば出てきたものを訂正するというのは委員会でまた出すという格好になるんで、なかなか出てきたものが変わらないというのが今までの議会慣例であります。実際的に文書、それじゃ変わったもの出すといえ、委員会で修正案を出すと、これが議会ルールです。そうすると、これを引っ込めて付託先で実際的には引っ込めて、それで委員が修正案を出してくると。それでこれと変わったものが出てくる。可能性を含めて皆さん議論しちよるからどうかな思うてちょっと心配しよるんですが、実際的にはさっき言われたように、「町は」という表現は、基本的にはいろんな条例があります。それで「町は」というたら通常周防大島町なんです。これはあくまで言われたように周防大島町ということになれば、基本的には別下りとして、やっぱり町の職場に所属する町職員なんです、これ別なんです、基本的には。基本的には別なんです。それでも一方の呼び名でいわれればいわゆる行政員ですね、行政サイドという言われ方がありますが、ここで仮にやっぱり「町、町民並びに事業者」は、連携活動によって初めて有機的な力を発揮するという下りを大切に議論していただきたいという点を言うて質疑は終わります。総務委員会でやってください。

議長（新山 玄雄君） 総務委員会において慎重審議をお願いいたします。

魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 済みません、もう1点だけ。第8条関係なんですよ。「町は自主的な活動等に対し助言等の支援を行うものとする」と書いてあります。実は先日、うちの小学校単位の話なんです、要するに今学校の方に変なおじさん、変な人が入って来て、子供だけでなく職員、先生方もかなり被害に遇っておられるようですが、そういった現状を踏まえて地域と警察と、それから地域のいろんな団体の方々、散歩をされておる方、夕方あるいは朝散歩をされておる方々も含めて、いろんな方々を含めて、少なくともこの小学校の自分たちの地域の小学校では、こういう事件が起こらないようにしようじゃないかというような、未然に防ぐというような意味で会合を持ちました。それで何とか協力をいろんな方をお願いをして、できるだけことでいいからそれぞれ各それぞれの人ができる協力をしてもらおうじゃないかというようなことで会合を持ったわけですよ。それでそういったのを例えば、こういう第8条関係を見ますと、例えば町で条例を制定して、町は助言等ができるなんて書いてありますが、実際そういうことで動き始めておるところも現実としてあるわけですから、助言だけでなくもうちょっと幅広い町の支援、後押しをぜひお願いをしたいというふうに思います。その辺はいかがですか。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。子供の安全確保ということだと思いますけども、この面についても、この安全安心まちづくり条例が制定されましたら、やはり生徒等が登下校する中において、当然保護者とか地域の方がたと、そういう通学路とかいろんな面をあらゆる角

度から、そういう環境の整備とかというものについても協議を進めていって、そういう子供の安全確保に努めていくというようなことになるかと思います。

議長（新山 玄雄君） もう3回過ぎてる。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） じゃ、ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第19、議案第25号政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の制定について、補足説明を求めます。

助役（椎木 巧君） 議案第25号政治倫理の確立のため周防大島町長の資産等の公開に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律が平成5年に施行され、同法第7条によりまして、市町村の資産等の公開につきましても所要の条例を制定しなければならないと義務づけられ、大島郡旧4町でも既に同様の内容で条例化されており、このほど周防大島町長の資産等の公開について必要な条例を制定しようとするものでございます。

それでは、第1条から御説明を申し上げます。第1条は、条例制定の目的について定めたもので、先ほど申し上げましたとおり政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条によって、必要な事項を定めることを明らかにしたものでございます。

第2条の資産等報告書の作成につきましては、第1項で周防大島町長は原則としてその任期開始の日、現町長でいますと昨年の11月14日において、第1号から第10号に定める資産を有する場合、資産等の所有状況を記載する資産等報告書を任期開始の日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならないとなっております。同条第2項の規定は、町長はその任期開始の日以後、毎年新たに有することとなった第1項の各号に掲げる資産を12月31日において有するものについて、その翌年の4月1日から同月30日までの間に資産等補充報告書を作成しなければならないとなっております。

第3条は、所得報告書の所得等報告書の作成について定めたもので、第1号は前の年、1年間を通じて町長であったものに限るわけではありますが、町長は前年分の所得にかかる総所得金額及び山林所得金額にかかる各所得の金額並びに租税特別措置法の規定により、所得税法の特例による利子所得及び配当所得等他の所得と区分して計算された金額、これは金額が100万円を超える場合は、当該金額及びその起因となった事実を記載した所得等報告書を、また、第2号におきましては、前年中において贈与により取得した財産について、同年分の贈与税が課せられた場合贈与税の課税価格を記載した所得報告書を毎年4月1日から同月30日までの間に作成しなければならないとしております。

第4条は、関連会社等報告書の作成について定めたものでありますが、町長は毎年4月1日時

点で報酬を得て、会社その他法人、役員、顧問、その他の職に就いた場合には、それらの法人の名称、住所、職名を記載した関連会社等報告書を同月 2 日から同月 30 日までの間に作成しなければならないとなっております。

第 5 条は、資産報告書等の保存及び閲覧について定めたものでありますが、第 1 項の規定については、作成された資産報告書、資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社と報告書の保存は 5 年間とすることを定め、また、第 2 項においては、第 1 項の保存された報告書については、だれでも閲覧請求ができることとなっております。

第 6 条は、規則への委任を定めたものであります。附則第 1 項は施行日を定めたもので、施行日は平成 17 年 4 月 1 日とするものであります。第 2 項は、施行日には既に現町長は任期開始の日が経過していますので、資産等報告書については、本条例施行後最初に行われる選挙までは作成義務がないことから、この項で任期開始の日である昨年 11 月 14 日を執行日である。本年 4 月 1 日に置き換える規定であります。

第 3 項につきましては、第 2 項により作成された資産報告書について、第 5 条の資産報告書等の保存及び閲覧の規定が準用される旨を定めております。

以上で、議案第 25 号の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第 25 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、移ります。日程第 20、議案第 26 号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 26 号周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

平成 17 年 4 月 1 日から施行される地方公務員法第 58 条の 2 の規定は、地方公共団体における人事行政の運営等の状況を住民に公表することにより、その公正性、透明性を高めることを趣旨とするものであり、今回その公表を行うために所要の条例を制定するものであります。

それでは、第 1 条から御説明を申し上げます。第 1 条は、条例制定の趣旨でございまして、先ほど申し上げましたように、地方公務員法第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めることを明らかにいたしております。

第 2 条では、町長部局以外の任命権者は、町長に対し前年度の人事行政の運営の状況を毎年 6 月末までに報告しなければならないと規定をいたしております。

第3条は、第1号から第8号までの報告事項、例えば職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等を列挙いたしております。

第4条では、県内の市町村で共同設置している山口県市町村公平委員会が業務の状況を6月末までに町長に報告しなければならないとしており、第5条でその報告事項を定めております。

第6条では、第2条及び第4条の規定する報告を取りまとめ、毎年9月末までに公表しなければならないことを規定し、公表の方法を広報等を行うことを第7条で定めております。

第8条は、施行についてその必要な事項について町長へ委任することを定めたものでございます。

なお、この条例は平成17年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、議案第26号の補足説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第26号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この点もちょっと——委員会付託ですが、聞いておきたいと思えます。

一つは、報告の時期で6月までということですが、任命権者、ここで言う任命権者、公企以外は任命権者は基本的には町長じゃないですかね。行政——各、実際的には企業、企業長以外は……ちょっと聞いておきたいというふうに思えます。といいますのは、ここで言う任命権者をどこを指すのかという点と、もう一つはいわゆる職員の給与の状況というのは個人ではなしに給与の状況、これについて公表の義務の部分で8件ありますね。それで基本的には全体、例えば私たちが予算審議するとき、平均給与とか平均給与月が出ますよね。そういった範疇のものかどうなのか、もっと深いものを出してくるのかどうなのか、公表の義務ということで聞いておきたいというふうに思えます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 任命権者の御質問でございますが、町長以外の任命権者、即ち教育長、議長、選管委員、選管の委員長、監査委員、代表監査委員、もろもろ行政委員会の委員でもありますが、これらを指してるものでございます。

それと報告事項の内容についてでございますが、この条例制定がされる以前にも当然その各町の広報等では、いろいろジテキに公表が示されておりました。また、予算書、または決算書等の付属資料にも出ておりますが、特にそれより大きく踏み込んだものというふうには考えておりませんが、それを一覧まとめて公表するということになろうかと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） このことによって、町職員が基本でこの条例出発の中で、町の職員が逆にいろんな不利益を被るということはあるまいというふうにと考えてよいのかどうか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 補足説明でも申し上げましたが、地方公共団体における人事行政の運営等の状況を住民に公表することによりまして、その公正性、透明性を高めることが趣旨でございますので、それによって職員自体がその不利益を被るということはないというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、移ります。日程第21、議案第27号周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第27号周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成16年11月10日に改正自治法が施行され、これに伴い地方自治法施行例の一部改正施行されました。今回の改正は、財務会計制度に関する事項が主なものでありますが、地方自治法第234条の3において、長期継続契約を締結することができる契約は、電気、ガス、水道の供給、電気通信役務の提供、不動産の借入れと限定されておりましたが、その他政令で定める契約という条文が追加されました。これを受けまして、地方自治法施行令に長期継続契約をすることができる契約第167条の17として、「地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約にかかる事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものとする」という1条が追加されました。したがって、今回提案をいたしておりますように、長期継続契約を締結できる契約を定める条例を制定し、事務の取り扱いに支障を及ぼさないよう、合理化、効率化を図ろうとするものでございます。

その内容であります。第1号は、物品の借入れ、または役務の提供を受ける契約のうち、2年以上にわたる長期継続契約を締結することができるものであります。

アは、電子計算機にかかる機器及びソフトウェアを想定しております。イは、電子計算機以外の事務機器の借入れに関する契約であり、コピー、ファクス等が想定されます。ウは、自動車のリース契約であります。エは、電子計算機、事務機器等の保守に関する契約であります。オは、

近年コピー機につきましても、レンタル方式が取り入れられておりますので、これを想定したものでございます。カは、町有施設の維持管理、または保守に関する契約であります。これらの契約の締結に当たっては、経費の削減や良質なサービスの提供するものと契約を締結する必要にかんがみ、適切な契約期間を設定すべきとの指導がなされているところであります。

次に、第2号は、4月1日から役務の提供を受ける必要があり、当該契約が2年にわたらないものということであります。例えば、日常清掃業務のように4月1日から業務の提供を受ける必要があるものであっても、従来は4月1日以降でなければ入札契約等ができなかったわけですが、この規定によりまして、新年度予算の議決をいただき予算の確保がなされた場合は、入札契約等の手続きが年度開始前に行うことができるものであります。ただし、この場合は契約期間は1年間であることとしております。

なお、本条例の制定により、長期継続契約をすることができる契約につきましては、債務負担行為の議決を得る必要がないとの判断により、従来から債務負担行為の議決をいただき契約を行っていた電算関係の契約等につきましては、予算事項別明細書の債務負担行為に関する調書に掲げておりませんので、御理解をいただきたいと存じます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第27号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第17、議案第23号周防大島町個人情報保護条例の制定についてから、日程第21、議案第27号周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定までの質疑が終結しましたので、所轄の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、日程第17、議案第23号周防大島町個人情報保護条例の制定についてから、日程第21、議案第27号周防大島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定までの5議案を、所轄の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22・議案第28号

議長（新山 玄雄君） 日程第22、議案第28号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正

についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第28号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

このたびの改正は、第5条第1項の別表に個人情報保護審査会委員、防災会議専門委員、行政改革推進委員会委員及び自治会連合会委員を加え、月額報酬としてそれぞれ5,000円を支給しようとするものでございます。

なお、この条例は、平成17年4月1日から施行しようとするものでございます。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第28号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回改めて新町になってそれぞれ条例に追加ということなんです。執行部の方としては、この条例追加で実際の各委員数についてはどのように考えてるのか。実際的に今から先設置して運営していくわけなんです。人数等が方向性として専門員と委員という考え方で出発しちよるといふふうに考えますが、それぞれ数についても執行権の範囲であるが、議会の方にそれぞれ何人という見方をしとるんか、報告をもとめておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。委員の数でございますが、個人情報保護審査会委員は5名以内ということでございます。5名ですね、はい。で、企画に関係しておりますのは自治会連合会委員、12名を予定しております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。防災会議専門委員につきましては25名を予定しております。

議長（新山 玄雄君） 坂本総合政策課長。

総合政策課長（坂本 薫君） 行政改革推進委員会委員は、一応10名以内ということですが、一応10名を予定しております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） こうして委員会をつくって行って、実際にきょう採択されたら執行権の範囲でそれぞれ指名されると、任命されるということになると思うんですが、基本的には今までのような充て職的な、またダブる的なものはないと、ダブる的なものはできるだけ省

くという発想で今回各委員会を立ち上げるという考え方でよいのかどうなのか、聞いておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 基本的にはダブらないということで進めていく形になろうと思いますが、それぞれ所管の課が違いますし、人選をする段階で、決めた後に最終的には重複してしまったということがあるかもわかりません。そのあたりは御理解いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第28号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第22、議案第28号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23・議案第29号

議長（新山 玄雄君） 日程第23、議案第29号周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第29号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

第159回通常国会におきまして、船員法が改正され、船員法第37条に規定する船員の雇い入れ契約の公認制が届け出制に改められました。これに伴いまして、船員法第121条の2の手数料につきましての規定及び船員法、関係手数料令から雇い入れ公認申請にかかる手数料の規定が削除されましたので、本条例の別表にあります、手数料条例の別表の規定を同様に削除しようとするものでございます。

以上で、議案第29号の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第29号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第29号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第23、議案第29号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24・議案第30号

議長（新山 玄雄君） 日程第24、議案第30号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてを上程、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第30号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

このたび周防大島町農業集落排水施設のうち、日良居浄化センターの対象処理区域の管路工事が順次完成いたしましたことによりまして、第5条関係の別表に、字坂本、字坂本川、字坂本西、字坂本口の四つの区域を処理区域に追加しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第30号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回条例等に新たに4カ所追加するということになれば、最終的には日良居浄化槽センターの処理区域、世帯数で何世帯になるのか、实际的に聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） すべて供用開始になりましたが、ちょっと書類を忘れましたので、また後ほどお答えいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第30号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第24、議案第30号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25・議案第31号

議長（新山 玄雄君） 日程第25、議案第31号周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第31号周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

国内及び県内景気はテンポを緩めつつも回復を続けている状況の中、周防大島町内の商工業者は合併以後も郡外の大型店舗の集客力に対抗する手段にいま一步乏しく、また近年の観光客の減少傾向とあわせて、依然として資金不足の状況から脱出できない状況が続いていると、非常に厳しい店舗会社経営を迫られております。このような状況を改善するために、現在町と山口県信用保証協会が契約によりまして、特別預託をして債務の保証を得た後、指定金融機関に融資のあっせんを行う制度を運用いたしておりますが、現行のあっせん融資条件について、資金使途は運転資金または設備資金で貸付限度額は200万円となっております。冒頭の町内における経営状況等から当該制度にかかる設備投資または運転資金について、町内業者及び特別融資審査委員会委員より、現行の融資資金では経営運営上困難な状況から脱却する力に乏しいとの見解があり、融資の増額要望が強いことから、第5条の貸付金最高限度額を現行200万円から300万円とする改正をしようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第31号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、今町内の業者に対する状況認識については当然でありますし、実際的に厳しいという状況であります。実際的に200万円でどれだけの援助になるかというたら、利子補給等を含めて非常に金額的にはまだ低過ぎるぐらいじゃないかなというふうに私は認識しております。そういう格好の中で、補正のときに質疑をしておりませんでしたけど、

現行で町内の貸付残高ですね、利子を見る分の残高については把握しちよるかどうか、含めて実際的にはどういう状況なのかちょっと聞いちゃきたいなというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。商工業者特別融資補償料の補給金でございますが、融資残高でございますが、これにつきましては指定金融機関に融資のあっせんをしておりますので、資料的なものが手元にはございません。ちなみに資金の方の——設備の方の資金利子、補給金でございますが、これは22件の4,462万3,000円となっております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありますか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと聞いてみるんですが、この商工業者というところに、例えば最近では農業者もいろいろ宅配とかインターネットなどでかけてやりますけども、そういう場合の設備投資に商工業者としての位置づけになるのかどうか、ちょっとそこだけ教えてください。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 周防大島町の商工業者特別融資に関する条例で、目的でございますが、町において小規模の商工業を営むものの金融難を打開し、その育成及び振興を図ることを目的とする。抽象的ではございますが、これには当てはまらないというふうに解釈をしております。で、農業につきましては、ほかに資金の利子補給補助金等がございますが、こちらの方で対応ができるのがあるのではなかろうかと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第31号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第25、議案第31号周防大島町商工業者特別融資に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26・議案第32号

議長（新山 玄雄君） 日程第26、議案第32号周防大島町営橋駐車場条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第32号周防大島町営駐車場条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、日良居地区内における交通安全を図り、地域住民の福祉及び利便に供するための一助といたしまして、このたび旧橘町役場日良居支所跡地に普通車両42台分の町営駐車場を整備したものでございます。特に不便を与えておりました浮島地区住民のための駐車場として、そのうちの約20台分の有料駐車場を設置するものであり、本条例第2条に、名称、周防大島町土居駐車場、並びに位置、周防大島町大字土居1077番を加える一部改正を行おうとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第32号、質疑はありますか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 各4町の旧4町の月極めの駐車料金が違うと思われませんが、この駐車料金は一月の値段は幾らですか。お聞きいたします。

議長（新山 玄雄君） 中河橋総合支所長。

橋総合支所長（中河 美昭君） お答えいたします。旧町それぞれ駐車場料金が異なっております。条例等で調べました結果ではございますけれども、旧久賀町の町営駐車場として、2カ所あるわけではございますけれども、月額として1万2,300円。条例上では1日410円ということになっておりますので、その30日ということになれば、その金額に達するというところでございます。

次に、旧大島町でございますけれども、5カ所の町営駐車場がございます。3,150円、月額3,150円でございます。

それから、旧東和町でございますけれども、町営——条例上の町営駐車場は有しておりません。民間委託されておるようでございます。

そして、橘町でございますけれども、2カ所の町営駐車場がございますけれども、2,625円の月額となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと今旧久賀町については1万2,300円とおっしゃいました。これどこですかね、そんなに高くはなかったと思うんですけどね。旧役場が2,000円ぐらいで、で、ふるさとセンターのふるさと館のところは3,000円か3,500円じゃなかったかと思うんですが、ちょっと勘違いじゃないでしょうかね。ちょっともう一度答弁。

それと、今はここは2,625円というように解釈していいんだろうと思うんですが、管理は

それとももちろん徴収はどこがされるのか、委託をされるのか、それとも日良居出張所でやられるのか、その辺ちょっともう一回お願いします。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） ただいま中河支所長の方から答弁がございました。これ1日は410円でございます。で、単純に30日を掛ければそういう一万二千云々ということになるわけですが、別表の方で月極めの場合には月額普通自動車が3,150円、軽自動車が2,610円という表が出ておりますので、先ほど答弁いたしました410円は1日がそうですけども、それを30日続けた場合ということで、月極めにしなかった場合の料金の説明でございます。

議長（新山 玄雄君） 中河橋総合支所長。

橋総合支所長（中河 美昭君） 管理につきましては、町で管理します。日良居出張所の方で管理運営をしていただくようにしております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） こうして駐車料金、あっちこっち取るんで、駐車料金取ってないところがあるんですよ。やっぱりどういったらいいか、町の駐車場と個人の土地のとをわかりにくいところは金網でもしてから、2メートルぐらいの、はっきりせんとやっぱり不公平が出ちよるんじゃないか、いろいろ言われるんですがね、不公平というか。やっぱり常に停める人とか、そういうのをきちっとしてほしいというか、運動会の場所取りみたいなことをしたんじゃないかと思うて、そこのとを町がきちっと対応するべきじゃないかと思うんですがね。うちの子供じゃけど、橋町議会の方に置いたり、ラーメン食べに入るの置いたら、おおい、そこへ置いちゃいけないがって、うちの子供知らんから、ああ済みませんってのけたというんですね。やっぱりそこらは町としたら、はっきり——はっきり言えば農協の駐車場と橋町の駐車場、町営の駐車場、はっきりしてほしいというか、ちょいちょいトラブルが起きちよるらしいですよ。よろしく。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします、これは。中河橋総合支所長。

橋総合支所長（中河 美昭君） 駐車場の利用形態といたしまして、大きく二つぐらいに分かれるんじゃないかなと思っております。一つは、こうした月決め方式といいましょうか、長期に駐車場として使う場合と、また、その場所によって一時的な駐車場所と、ここ二つ似通ったものがあるんじゃないかなと思っております。特に、今申し上げました本駐車場におきましては、御承知のとおり、金融機関あり、あるいはJAのスーパーあり、要するに商工圏の中央にあるということで、その方々の一般利用者の便宜を図るという意味で、開放的に場の提供をしておるんであろうかと思っております。そうしたことで、二つの2形態の考え方で有料とそうでない一般駐車場という考え方のもとで駐車場の整備を図っているところでございます。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） それから、あつこの真宮の公民館の裏ですよ、農協と今の町と何らかの形でちょっとはつきりするとか、個人のとね、個人の駐車場は個人の駐車場とで、あつこ三つぐらいになっちゃうんじゃないかと思いますが。それをはっきりしてやってほしいとか、よろしくお願いします。

議長（新山 玄雄君） 中河橋総合支所長。

橋総合支所長（中河 美昭君） 駐車場におきましては、町の所有の部分につきましても、既に看板表示で表示がされております。それで農協の方は別にまだされてないようでございますけれども、特に一般駐車場ということで、長時間駐車される方もいらっしゃいます。特にあの場所は夜間になりますと、案外近隣の方の駐車場としても使われておるようでございますので、そうしたことで看板表示によって長時間による駐車は御遠慮くださいという表示もしておるところでございますし、今後もそうしたことにつきまして、努めていきたいというように考えております。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） そしたら、個人のはないということですか、あつこは。置くなと言うんじゃないんですよ私は。個人に置いちゃあいけんというんじゃない、皆個人が置くための駐車場と思う、個人のはないということですか。農協と役場だけですか。町だけですか。

議長（新山 玄雄君） 中河橋総合支所長。

橋総合支所長（中河 美昭君） おっしゃるとおり、個人所有の土地はございません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 先ほどの答弁では、新しい駐車場をつくられて四十何台置けるということでしたかね。その中で20台が月極めの場所だということでしたかね。ということは、同じ場所に月極めの場所があって、ただで置ける場所があって、月極めは借りてがおらんのではないですか。夜とかは門を閉めたりするんですか。

議長（新山 玄雄君） 中河橋総合支所長。

橋総合支所長（中河 美昭君） おっしゃるとおり42台の駐車場、普通車スペースで42台ございます。そのうち先ほど補足説明の方からありましたように、20台を不便をかけております浮島地域の住民のための駐車場ということの有料駐車場として開放するわけでございます。それで、あとの残りの22、そのうち2区画は身障者専用ということになっておりますけれども、それは御承知のとおりその場に日良居出張所並びに日良居公民館がございます。その利用者のための一般駐車場として開放をするわけでございます。

浮島の車両の所有台数等でございますけれども、軽四輪で83台、それから、普通車で36台、120台近くの車両を持っております。そうしたことで20台ぐらいは必要ではなかろうかとい

うことで、20台の有料駐車場を確保しておるわけでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 24時間置けるわけですよね。じゃから僕は逆に、なら無理に有料にすることはないじゃないかというのを言いたかったんです。全部ただで置かしたらどうかと、そこまでですね、同じところに置くんであれば。だから取れというわけじゃないんですよ。だから全部ただにしちゃあどうかという話がちょっとしたかったんです、申し上げておきます。もう一回お願いします。

議長（新山 玄雄君） 中河橋総合支所長。

橋総合支所長（中河 美昭君） 有料にするという一つの方法としまして、実は浮島の住民の方が車を求める場合、車庫証明が必要になってきます。しかし、御当地ではなかなか取れないわけですよね。そうしたことで、本駐車場におきましては、車庫証明が取れる利点もあるわけでございます。そうした意味におきまして、それなりに相当分の駐車料金をいただくということでございます。

これにつきましては、事前に自治会長さん等にも御協議を申し上げ、協議の結果、御了承もいただいております。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第32号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第26、議案第32号周防大島町宮橋駐車場条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27・議案第33号

議長（新山 玄雄君） 日程第27、議案第33号辺地総合整備計画の策定についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第33号辺地総合整備計画の策定につきまして、補足説明を申し上

げます。

本案は、辺地総合整備計画の策定をするに当たりまして、辺地にかかる公共施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。この辺地総合整備計画は、地理的条件の不利地に公共施設を整備する際に、財政的特例措置を受けるためのものでありまして、旧東和町及び旧橋町において策定されておりましたが、計画期間が平成12年度から平成16年度までの5カ年の計画であり、今年度をもって終期を迎えるため、新たに平成17年度から平成21年度までの5カ年の計画を策定しようとするものでございます。

なお、本計画に盛り込みました個々の事業につきましては、先般御議決をいただきました過疎地域自立促進計画の後期分に盛り込んでおりました事業のうち、辺地事業債に関連するものを再計上いたしておるところでございますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第33号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今説明されたように、実際的には大島町では、この辺地債活用しての事業計画はなかったわけです。それで実際今回漁業施設、巻き上げと航路の維持のための渡船施設と学校施設、これは運動場になりますね。これらが計画ということになっておりますが、私たちは旧来過疎計画でそれなりの生活環境整備ということで枠組みをつくってきました。それでまたここで出しておるといふのは、当然辺地債の方が過疎債よりも有利ということで改めて出されておるといふふうに考えますが、実際国の基準により何点というのも私も初めて見るんですが、過疎点、辺地点というんですが、辺地点度数ということですが、実際的にはこれは辺地の点数によって償還に対するいわゆる国の補てんは変わります。全く変わらないということですか。じゃあ一応8割程度というふうに思うんですが、実際的にはどういふなんか聞いちゃいたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。まず、過疎債、辺地債の件でございますが、過疎計画に上がっているもので、辺地債に対象になるものを上げております。で、過疎債の場合は充当率70ですが、辺地債の場合は80%でございますので、過疎計画から新たにまた拾い上げてるといふことでございます。

それと辺地度点数の件でございますが、施行規則の運用の中に辺地度点数が100点以上ということがうたっております。これは施行規則の中にその点数の算定方法があるわけですが、この100点以上のものがこの辺地にかかるということで、点数が高ければというようなことはござ

いません。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう1件聞いておきたいのが、これがいわゆる5年間、後期5年間分ですが、实际的に町長の方が12月議会の全協の中で急遽出されたのが、情にかかわる部分の寮の移転を出されました。今回实际的に、この5年間では処理が済む内容に入ってくるんじゃないかと、寮の移転に伴い实际的には人数の変更等あるというふうに見ちよるんですが、どういふふうで情島の実態を見ておるのか。それで、またこの計画をつくるに当たって既に、いわゆる情の寮生の引っ越しは当然加味した分の中での計画ということで見ていいのかどうなのか聞いておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。この辺地総合計画、先ほども申しましたように、過疎計画の中で辺地債に対象となるもの、先ほど言いましたように、辺地債の方が有利であるということでございますので、その計画については過疎計画、いわゆる過疎計画は旧町から引き継いだものもでございます。その辺で検討は加えられていると思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私が聞きよるのは、12月議会最終でしたかね、实际的には今……（発言する者あり）いや浮島も入っちゃうんじゃないけ、浮島も入っちゃうし、浮島も情も入っちゃうじゃろう。今回の辺地は。（発言する者あり）いやいや、人口動態やらそんなの全然変わってくるけえね。それで实际的には、私はちょっとわかりにくいんですよ。いうのが、町長の方は旧東和町の了解された内容だからということで既にもう情から寮の移転をしておる。それで今回实际的には情の関係でいえば、渡船の改修ね、それで情の方としては浄化槽設置事業で1,300万円という計画なんですよ。その中で实际的に町民の移動がかなりあるわけでしょう。何パーセントかかなり多いんじゃないですか。そういう中で含めたもので、いわゆる見ておるのかどうなのかという確認をしときたいわけなんです。来年度でも出発するというのが一部で言われております。寮の引っ越しがね。その中で今回出されておるのが、辺地計画が、それとの関連でどうなのか。既に辺地計画は今回提案しとるが、既にもう来年度からいう格好でもう既に認識されておるのかどうなのか、その確認をちょっと、町長じゃないとわからんじゃろう。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今回の総合整備計画書の中に情島の件がございますが、今の御質問は情島の小中学校の移転ということが既にこれに盛り込まれてるかどうかという御質問だろうと思いますが、今のこの人口等からいたしまして、今まだ具体的に前回12月ですか、11月ですか、

移転先の候補地の町有地をお貸しするかどうかという議論がありましたが、それと今ここに出ておる計画については、移転した後だというふうには思っておりません。今の現状での計画だというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） これはもちろん地元の要望等も加味しながらの計画だと思うんですが、浮島について屋内運動場がこれは20年の実施になっておりますが、ちょっと僕も場所がわからないので何とも言えないんですけども、もう新築ということであれば早くにつくってあげの方がいいんじゃないかというように思うわけですが。

また、逆に少し気になるのが、統廃合した方がいいというような、ちょっと12月にそういう話もありましたが、その辺から考えると、これ果たして本当に住民の皆さんの声なのかどうかというのが疑わしいわけですが、その辺はどうなんですかね。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ただいまの浮島小学校の屋内運動場の計画のことですが、旧町の時代からずっと要望がございまして、整備をしていただきたいということでした。今浜戸議員さんからは、学校統合とどちらが先になるんかというふうな御意見ではないかと思いますが、要するにこれは17年から平成21年までの計画でございまして、旧町の計画をそのまままだ継続をいたしてということですが、今朝ほどの町長の施政方針にもありましたように、町内の23の小中学校の統合等につきましても、議論を進めてまいりたいという決意が表明されたところでありますので、当然今からその議論も入ってくると思いますが、それらの中で当然並行的に協議を進めていかなければならないというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第33号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第27、議案第33号辺地総合整備計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28．議案第34号

議長（新山 玄雄君） 日程第28、議案第34号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第34号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、さきの12月定例会におきまして御議決をいただきました、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更に当たりまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、事業名が補助金から交付金に変わったために、事業名称の変更をお願いするものが1件と、新たに消防施設の整備をしようとするため、事業に追加しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第34号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回道路ポンプの40台を新たに購入ということになっております。それで実際的にはあすから新年度予算論議ということになりますが、新年度での防火水槽等についてはゼロという状況が出ちよるんじゃないかというふうに考えております。実際的にはこの要求というのは、どこから出発したのかちょっと確認しちよきたいというふうに思います。要求、40台の購入についてです。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。小型動力ポンプの40台であります、合併して火災も多発しております。それと東南海地震防災対策推進地域というようなことでも指定されておりますので、一応5年間で40台ということで、新年度にも8台予定しております。旧町2台、2台、2台で8台と、場合によっては変わる可能性もありますけれども、そういう小型動力ポンプを設置して消防力の強化を図っていくということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いわゆる設置台数は、早う言うたら総枠として40台と、40台じゃないんかね。40台じゃから、例えば年度計画、例えば当初は2台、2台、2台で、今から先、まだ予算論議ですからわかりませんが、2台、2台、2台で1年間で8台計画で、それを5年間やっていくという考え方でよろしいのか。（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第34号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第28、議案第34号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29・議案第35号

議長（新山 玄雄君） 日程第29、議案第35号平成16年度平成16年災岩浜護岸災害復旧工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第35号平成16年度平成16年災岩浜護岸災害復旧工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、平成16年災岩浜護岸災害復旧工事の請負契約の締結につきまして、去る平成17年3月1日に町内業者11社で入札を行い、ユタカ工業株式会社が7,000万円で落札をし、落札額に消費税を加えました7,350万円で契約を締結しようとするものでございます。

工事内容につきましては、護岸の堤体工416.9メートル、築石工事858平方メートルとなっております。地方自治法並びに周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第35号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 災害を出して契約して今から着手ということなんですが、実際的に今回もかなり高い落札ということで見えております。結果的には、町内営業社という言い方ですが、中身を見ますと、実際的にはもう98という状況じゃない——入札比較価格、入札書比較価格ですが、いう状況じゃないかと思いますが、実際的に私は前の議会でも町行政としての仕事の大きな役割の一つとして、仕事を競ってもらおう。そして、いわゆる入札部分の落札差額をやっぱり節約して、もっとほかの部分に回すという考え方を言いました。今回本当に業者間で競ってもらおう役割は実際どうだったんか。それで実際的にはもう98といたら、これはもう競った状況じゃないというふうに見えておりますが、実際入札比較価格率幾らか聞いておきたいと思いま

す。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） この落札率は98.31%ということで、予定価格より120万円の減ということであります。予定価格は7,476万円、それと設計価格、予定価格ですね、それで入札書比較価格が7,120万円、それで入札価格が7,000万円ということで120万円の減ということであります。ただ、私どもはその指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱に基づきまして、その透明性、競争性、公平性を確保するためにその指名審査会を開きまして、その業者を指名し入札をしております。その結果その入札率が高いということではありますが、そのことにつきましては、私どもも研究、検討を加えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には私はずっと私なりに見てきて、当初はこの制度、いわゆる入札書比較価格、予定価格の事前公表、これへ入っていったのはやっぱり町職員が当時業者からいろんな圧力とかいうのがあったらいけないということで当時郡内でも早い時期に入札額の事前公表、これを始めました。しかし、今日においては、逆に今の制度を逆に悪用されて、いわゆる悪用というのは逆に指名に入る業者が決まっておれば、実際的には協議、いわゆる業者間の協議がいつでもできるという弱点もあるんですよ。だから私が前に言うたのは、入札業者が入札に入ってくる業者がわからないようにする。そうするためにはいろんなやり方があるよということを提言しました。そんな格好競り合いをやって初めて私は今のようなAランクの業者が98ということはなくなっていくんじゃないかというふうに考えておりますが、その点を再度指摘しておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今回これは、去年の台風の被害による災害で、またやり直すということだと思うんですが、ですから当然去年の18号に耐え得る設計になつとると思いますが、その辺間違いなくなつとるのかどうか。もう間違いなく耐えられるというように答弁できるのかどうか、お願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。本来でしたら災害復旧というのは原形復旧が基本ではございますが、復旧前の構造、これカラー石積みでございました。で、今回この復旧に当たりましては、胴込めコンクリートを施工するというので、強度が高まりますので、そ

の辺は改良されたということで査定を受けております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それでは、別に過去の災害に耐え得るかどうかというの、そこまではわからないということですか。しかし、それでもねえ、過去のデータがあるわけですからね、それに耐え得るような設計にしてやらんにゃ、何回また、また災害が遇ったときにはまた直すというふうになるんじゃないでしょうかね。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 施設の被災につきましては、国の災害査定というのを受けます。で、そのときに提案といたしまして、原形復旧が基本ではございますが、これは強度を増した施設にした方がいいということであれば提案をさせていただいております。したがって、今回は胴込めコンクリートということで補強はされておりますけども、通常の施設につきましては、原形復旧が基本でございます。たび重なる台風でございますが、今回の18号、23号というのは、まれな台風というふうに国も理解しておりますので、どの台風ぐらいで持つかどうかというのはお答えがちょっとしかねるというところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。武政議員。

議員（11番 武政 輝夫君） 11番、武政。この議決をいただきましたら翌々日から3月の31日までと工期があるわけですが、この図面A、Bを見まして、あの岩浜の海水浴場、旧海水浴場で、この31日までに完成ができるか。あの被害を見ますと大変なんですよ。どんなんでしょうかね。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。工期につきましては、3月31日というふうに予定しておりますが、この案件につきましては、繰り越しを想定しております。したがって、最終日になろうかと思いますが、繰越明許の議決をいただきましたら、工期を延ばす予定にしております。で、参考までに工期は17年の6月末を想定しております。

議長（新山 玄雄君） 武政議員。

議員（11番 武政 輝夫君） 決して八百長でも何でもございません。さっきちょっと浜戸議員と関連をいたしますが、平成3年中本町長就任以来、この箇所は毎回の台風で破れてます。実際のところ。ですから、工期にこだわらずもう綿密な工事で、ひとつ最強の岩浜海岸をつくっていただきたい。旧橋町では海水浴場のメッカとして今まで来たんです。あのイメージをもう一度思い起こさせていただきたい、施設にさせていただきたいんです。よろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 答弁、（「いや、要りません」と呼ぶ者あり）いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第35号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は今回の災害復旧について、それを否定するものではありません。しかし、私もずっと契約を見てきて、入札状況を見てきて、ここ新町以後のいわゆる箱物を含めたAランククラスの入札に対する比較、これ本当高いです。98といたら実際的には異常な状況なんです。私たちもずっと見てきて、この制度が始まった当時は92ぐらいから始まりました。大体92ぐらいで競り合ってきた。そして、8%ぐらいはそれなりに行政が徹底してやってきたと。しかし、今98で何億の工事をやっていたら、私は本来の行政がいうならばやらなければいけない部分として、実際的には私は入札残をどう生かしていくかという部分もあります。確かに災害のように入札残が出てもらったら困るという部分が逆に発生するかもわかりませんが、それにしても実際的には非常に高いという状況なんです。私はあえて今後競争に本来の指名競争入札、本当に競り合うAランクの入札を求めて討論としておきます。

以上です。

実際的には、今言いましたように、入札比較に対して実際98ということは認められないということをお明らかにし、反対討論といたします。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第29、議案第35号平成16年度平成16災岩浜海岸災害復旧工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

先ほどの質疑で、嶋元下水道課長、答弁をお願いします。嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 先ほどの議案30号の件で、日良居地区の加入者の戸数をお答えできませんでしたので、お答えいたします。

現在供用開始して使用されているところの件数が294件でございます。

議長（新山 玄雄君） なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程第30・議案第36号

議長（新山 玄雄君） 日程第30、議案第36号平成16年度平成16年災船越C護岸災害復旧工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第36号平成16年度平成16年災船越C護岸災害復旧工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、平成16年災船越C護岸災害復旧工事の請負契約の締結につきまして、去る平成17年3月1日に町内業者13社で入札を行い、白木産業株式会社が4,880万円で落札し、落札価格に消費税を加えました5,124万円で契約を締結しようとするものでございます。工事の内容につきましては、護岸堤体工271.4メートルと、この工事区間にあるゲート3門の復旧工事となっております。参考までに落札率は96.83%でございます。つきましては、地方自治法並びに周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものでございます。何とぞよろしく御審議の上、御議決をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第36号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 結果的に今助役の方が補足説明された96.83ということが数字が言われました。それで実際的にそれぞれ業者間でどのようなやり取りがあるんかわかりません。しかし、考えてみたら、それぞれ旧町のそれぞれの業者が旧町へ出た分は高い落札率で取ってずっときよと。これは客観的事実なんですよ。だからそこに何らかのメスを加えるべきじゃと、入れるべきだという点を再度言うておきます。答弁は要りません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 先ほどの35号と同じになりますが、ここの強度については、やっぱり原則どおりの強度でやるのかどうか、強化したのかどうか、ここもお願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。原形復旧でございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） しかし、ここは反対側に民家とか、そういうように直接破れたら被害がすぐ被るようなところじゃないんでしょうかね。やはりそういうところであれば、やっぱりもう今まで過去のそういう災害には耐え得るようなことをしないと、何回、今度——今までは幸いにも人命とかになかったんかもしれませんけども、ある可能性はあるわけですからね。そりゃ予

想外の台風がきたというようなので、これはもう自然災害ですから仕方がない。しかし、予想のできる範囲内はやっぱりやっぴりやっぴりいかにと、もういたちごっこ、いたちごっこちゅう言い方は悪いんですが、そりゃやっぱり人命のことを考えると、やっぱりそれはやるたびに強度を上げていかんと、それが地震だってそうじゃないですか。やはり地震でそういうようになったところじゃったら強度を今度上げて建築をします。建築基準なんかもやっぱりだんだん変わってくるわけですからね、やっぱりそれやっぴりやっぴりいけばいいと思いますが、いかがですか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 御指摘の点につきましては、そのとおりだと思います。しかしながら、この国の災害査定という制度を変えていただかないと、これは無理だと思いますので、議員さんもその辺方国の方にお力をよろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それなら町長にも言うときますが、これは議員だけではなかなか難しいと思います。ぜひこれは管理者として執行者として、同じようにものを言うていただきたいと思います。よろしく願いします。

議長（新山 玄雄君） 斎藤水産課長。

水産課長（斎藤 正明君） 現時点の箇所は、一応全面に海岸保全で（ ）を計画してずっと年次計画をやっておりますので、その点については年々丈夫になってくるように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑は、田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 私が答弁するのはおかしいんですけど、この場所は民家はありませんけど、イワシ網の加工場、これが2件あります。武政議員じゃないんですけど、反対ですけど、なるべく早急に6月末からイワシとれるんです。なるべく早急に堅固にお願いしたいと思います。答弁要りません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第36号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第30、議案第36号平成16年度平成16年災船越C護岸災害復旧工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31．議案第37号

議長（新山 玄雄君） 日程第31、議案第37号土地の取得についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第37号土地の取得につきまして補足説明を申し上げます。

沖浦東地区農業集落排水施設整備にかかわります処理場用地につきまして、このたび町と土地所有者との間で売買の合意に達したところでございます。議会の御議決をいただき、土地の取得をしようとするものでございます。面積は5,058平方メートル、購入金額は1,011万7,300円でございます。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第37号、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第37号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第31、議案第37号土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32．議案第38号

議長（新山 玄雄君） 日程第32、議案第38号市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） それでは、議案第38号市町村の廃置分合に伴う市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少につきまして、補足説明を申し上げます。

山口県市町村災害基金組合は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3の規定によりまし

て、平成16年10月1日以降従前の例により事務を行ってまいりましたが、当該機関の組合を組織する地方公共団体の合併による数の減少につきまして、地方自治法第286条の規定に基づき協議をするものでございます。

慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第38号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第38号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第32、議案第38号市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33・議案第39号

議長（新山 玄雄君） 日程第33、議案第39号山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第39号山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

山口県自治会館管理組合は、平成17年4月1日から下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市及び山陽小野田市が加入するため、同組合の規約の一部を変更しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第39号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第39号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

日程第33、議案第39号山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、3月11日金曜日、午後1時から開きます。（「明日ですか」と呼ぶ者あり）明日です。

事務局長（山内 章弘君） 御起立願います。一同、礼。

議長（新山 玄雄君） 御苦労さまでした。10分休憩して全員協議会を開催しますので、この場で行います。

午後5時02分散会
